瑕疵担保責任規定の適用範囲

高

森

八

四

郎

 四 結
 び

 一 序
 1 判例の展開

 二 判例の展開
 3

 三 判例理論の批判的検討
 3

 三 判例理論の批判的検討
 3

特定物に限るのではないか、というのである(勝本正晃「不完全履行序説」『民法研究一巻』一三七頁、同「瑕疵担 が一年の除斥期間にかかることと比較して均衡を失し公平に反することもあろう。しかしそれは、信義則に従い具体 なき代物給付請求権を認めないことは、当事者の意思にも公平にも反して妥当でない。ⓒもっとも不完全履行の場合 常は代替性のない特定物の売買を考慮したからである。不特定物の売買について瑕疵担保責任の規定を適用し、瑕疵 損害賠償の請求だけである。瑕疵なき完全なものを求める権利、すなわち、代物給付請求権を認めていないのは、通 及することができる。したがって、それとは別に担保の責任を認める必要はない。⑥売主の担保責任の内容は解除と は、瑕疵なき完全な物を給付すべき債務を負い、給付した物に瑕疵があれば、買主は、売主の不完全履行の責任を追 貫ぬくならば、当然の結論である。その論拠をまとめるならば次のようになる。@不特定物の売買においては、 保責任の対価的制限」『民法研究五巻』一四九頁以下、末弘厳太郎「種類売買に於ける瑕疵担保に付て」『民法雑考』 的に制限すればよい。④さらに条文の根拠としても「売買ノ目的物ニ隠レタル瑕疵アリタルトキ」が問題となるのは、 通説によれば民法五七〇条の瑕疵担保責任規定は特定物売買に限られるべきであると解されている。法定責任説を 代物給付請求権、または解除か損害賠償請求権は、一般の原則に従い、消滅時効は一○年だとすると、瑕疵担保

て次のように論ずる。@不特定物の売買において売主の給付したものに瑕疵があるときは、さらに完全履行(または これに対して有力説は、売主の瑕疵担保責任は特定物に限る必要はなく、不特定物にも適用されるべきであるとし 二四五頁以下、我妻・債各中臼三〇五頁、等)。

ニナ

ずるとみるべきで、四○一条二項をそのまま適用すべきではない。⑥以上のように、買主が売主の提供した物を受領 特定物・不特定物を問わず、短期の除斥期間を認めて(民五六六Ⅲ)取引を早期に安定せしめる必要があること、ま があるというためには、その物が特定していなければならないが、その特定は、売主が提供する物を受領した時に生 的不能があるときに認められるのだが、必ずそうでなければならないと解するのは独断である。ただ、 追完履行)を請求しうるのはもちろんであるが、しかしそれは債務の本旨に従ったものとして買主が一応物を受け取 た商法五二六条(商旧二八八)の規定が不特定物について適用されるのは疑いなく、それからみても本条を特定物に した以上は売主の担保責任を認めてよく、このことは実際の結果からも妥当である。たとえば、売主の責任について、 った場合に、その物の瑕疵について売主の担保責任を問うことを妨げる理由とはならない。担保責任は普通には原始

法上の諸問題』二二六頁以下、小町谷操三・判民昭和二年度四三事件、我妻・債各中⊖三○六頁、等)。 瑕疵担保責任の規定を適用してさしつかえない、という。(末川・債各八一頁以下、同「売主の瑕疵担保責任」『民 けが給付の対象となり、かつ、危険も買主に移転するのだから、この時期を標準として特定物売買と同視してよく、 する旨の文字がない。それゆえに、不特定物の売買においても、目的物が特定したときは、それから以後はその物だ 限る理由はないこと、そして瑕疵の存否を決する時期は、危険負担が売主から買主に移る時期であるとされるべきこ 判例もこの解釈を認めていることなどである。⑥結論的にいえば、本条は、その適用を特定物の売買にのみ限定

以上、 | 両説の議論はたしかに理論構成上は鋭い対立を示しているが、具体的な結論においてはかなりの接近を示し

ている。通説の問題点としては、従来、不特定物たる辞典を購入した買主が受領後かなり使用して汚してしまったり した後で落丁の発見によって新しい辞典との取替えを請求したという、前述のケースにおいて、通説の理論は買主の

定し、かつ、特定物売買においても当事者の合意ないし取引上の慣習を考慮して、買主の完全履行または追完請求権 度一〇一事件)することによって、代物給付請求権の行使を短期に制限するようになった。他方、瑕疵担保責任規定 各上七五頁)、また五四八条を類推適用すべしと説いたり(柚木・債各一四〇頁、柚木=高木・注民⑭二一六頁)、さ(3) している)。そしてこの有力説の背景には、 にも適用しようとするものであった(それゆえ、戦後、強力に主張された瑕疵担保=債務不履行責任説とは趣を異に 務不履行責任とは異なり、この両者の唆別を前提としたうえで、一定の標準時を定めて担保責任規定を不特定物売買 用されるべきものであることは両説ともに認めているところである。すなわち、法定責任としての瑕疵担保責任は債 を肯定するようになった(末川・債各八一頁)。 いずれにせよ、 本条の瑕疵担保責任は原則として特定物の売買に適 ではなく、別個の存在理由を有し、したがって双方の責任が併存することもありうると主張して代物給付請求権を肯 について学説は、不特定物の売買についても五七○条が適用されると解しても、なお債務不履行責任がなくなるわけ を不特定物売買にも適用すべしとの有力説も、代物給付請求権が否定されるという欠陥をもっている。そしてこの点 らに買主の検査、通知義務に関する商法五二六条の精神を類推すべきであると主張したり(鈴木竹雄・判民昭和三年 間の適用がないということにある。そして学説は、これをもっともであると肯定し、信義則を適用したり 右請求を肯定しなければならず、これが妥当でないと判断されるという点、すなわち、代物給付請求権に短期除斥期 我妻等)、民法五六六条三項を類推適用すべしと説いたり(加藤一郎「担保責任」民法演習Ⅳ九七頁、 一定の判例理論の流れがあったと解されている。 (末弘 広中・債

以下において判例の流れを概観し、しかるのち、判例の展開と学説のかかわりを検討した上で、私見の立場から各

瑕疵担保責任規定の適用範囲

判例を批判的に分析してみたいと思う。

## 二 判例の展開

## .

とに注意しなければならない。そして右「受領」は、単なる受領から「履行としての受領」、瑕疵を「知りて履行と 該の物の引渡しを「履行として受領して」瑕疵担保の責任を売主に問うとのいずれも買主の任意になすことができ、 された場合、さらに債務の本旨に適った履行、すなわち瑕疵なき別の物の引渡しを請求することも、 判例は、結論として売主に担保責任を肯定したものは少ないということのほかに、売主による瑕疵ある物の給付がな 昭和六年度二八事件がある。)などにおいて、 いずれも瑕疵担保責任規定を適用しうる旨を判示している。 ただし、 三万六○○○ポンドの売買(大判昭和六年五月一三日評論二○巻民法六六○頁、判例評釈として、末弘厳太郎・判民 〇一事件がある)、鼠軸輪用紙巻取一万五〇〇〇ポンドの売買(大判昭和六年四月二日新聞三二六五号九頁)、山羊毛 板一一五坪の売買(大判昭和三年一二月一二日民集七巻一〇七一頁、判例評釈として、鈴木竹雄・判民昭和三年度一 いったん右「受領によって後者を選択した以上は他方の請求をなしえない」(大判昭和三年)という立場であったこ 危険移転時を標準として瑕疵担保の責任に任ずべきもの」との趣旨を判示したのをはじめ、ブリキ板五三〇箱の売買 いる。すなわち、製造会社からのタービンポンプ一台の売買(大判大正一四年三月一三日民集四巻二一七頁、 (大判昭和二年四月一五日民集六巻二四九頁、判例評釈として、小町谷操三・判民昭和二年度四三事件がある)、樅 民法五七〇条の瑕疵担保規定を不特定物売買にも適用すべきであるとの考え方は、一群の判例において肯定されて 概 舟橋諄一・判民大正一四年度三五事件がある。)において「不特定物の売買においても、 また瑕疵ある当 売主は目的物の 判例評

して認容して受領した」を経て、最高裁に至り、「瑕疵の存在を認識した上でこれを履行として認容し債務者に対し

を介して、瑕疵担保規定を類推適用することができ、その要件ないし標準は不特定物の「特定」を経た後の「受領」 疵担保責任は本来特定物の売買に適用されるべきものであるが、不特定物の売買においても、一定の要件ないし標準 不特定物売買にも五七〇条の瑕疵担保規定の適用を肯定していると一般的に説明されるが、それは、実質的には、瑕 ○ワットの売買のケース)というように変遷ないし発展してきたことにも注意を払う必要がある。すなわち、 瑕疵担保責任を問う」(最判昭和三六年一二月一五日民集一五巻一一号二八五二頁、有線放送用スピーカー、 出力五 判例は

である、ということである。

に求められると解されるのである。そしてこの「受領」は前述のような変遷ないし発展をしてきていると理解すべき

事案に即した詳細な検討は次節において行う。 (二) 大審院判例

(1)

ば、瑕疵担保の責任も他の担保責任と同じく「権利移転ノ義務中ニ包含セル」もの、すなわち、売主の履行義務の一 の大要はすでに述べた。ここでは判例の流れを中心にみていくことにしたい。起草者(梅・要義闫四八六頁)によれ

瑕疵担保責任の規定を特定物売買に限って適用すべきか。不特定物売買についても適用すべきかをめぐる学説

還として捉えていたせいか、その後の初期の学説も特定物の売主は物が瑕疵のないものとして売買する意思だから、 瑕疵なき物を給付しない限り債務の本旨に従った履行がなかったことになるとの不履行責任説が主流であった(横田

・債各三三九頁)。そしてかかる学説の影響によるのであろう、明治と大正初期の判例は、 明確な問題意識なしに、

不特定物売買につき、あるいは瑕疵担保が適用され、あるいは不完全履行の問題とされていたようである〈詳しくは、

瑕疵担保責任規定の適用範囲

二六七(五〇七)

全履行」ないし「不完全給付」という用語法が用いられ、少なくとも瑕疵担保の問題とはみていないようである。 六三頁)、材質粗悪亀裂虫害骨節ある材木売買(大判大正五年一○月七日民録二二輯一八五三頁)においては、「不完 の適用が肯定されているし、他方、契約の目的物として不適当な腕木売買(大判明治三六年一二月九日民録九輯一三 日民録一七輯四九五頁)、 行」ジュリ増刊・民法の判例(二版)一三九頁)。 たとえば、 定(不特定物売買と瑕疵担保責任」志林六六巻四号一〇四頁以下、五十嵐清「売主の瑕疵担保責任と不完全履 玩具船の商事売買(大判大正三年三月五日民録二○輯一四○頁) などには瑕疵担保の規定 焼酒製造用酒粕の商事売買(大判明治四四年九月二五

ヲ為スコトヲ得ヘク」と判示して、瑕疵担保規定は特定物に限って適用されるべきことを論じている(ただし本件の 十条第五百六十六条ニ於テ善意ノ買主ハ瑕疵アルカ為メニ契約ヲ為シタル目的ヲ達スルコト能 物カ当初ヨリ売買ノ目的トナレルモノトナレハ売主ハ其物ヲ給付スルヲ以テ足リ更ニ他物ヲ給付スルヲ要セス然レト 瑕疵ナキ物ノ給付ヲ請求スルコトヲ得ヘシト雖モ特定物ノ売買ニ在リテハ物ニ瑕疵アルト否トヲ問ハス其特定シタル モ其物ニ隠レタル瑕疵アルコトハ買主ノ予期セサル所ニシテ且ツ契約ノ本旨トスル所ニアラサルヲ以テ民法第五百七 本旨ニ従ヒタル履行ニアラサルヲ以テ買主ハ其受領ヲ拒絶シ既ニ受領シタル後ハ之ヲ返還シ更ニ契約ノ本旨ニ適スル 九年一二月六日民録二六輯二〇一二頁)、「不特定物ノ売買ニ在リテハ買主カ瑕疵アルモノヲ給付シタルトキハ契約ノ べきことを主張したことの影響であろうか、第三者の倉庫に保管中の特定物たるチリ硝石の売買において(大判大正 適用されるべきで、不特定物において瑕疵なき完全な物を給付しないときは、債務不履行の原則に従って処理される 目的物に瑕疵があって契約の目的を達することができない場合でも、解除しない限り売主の履行請求に対し 末弘厳太郎(債各四一七頁)、 鳩山秀夫(債各上三五〇頁)などが瑕疵担保の規定は特定物についてのみ(6) ハサルトキハ契約解除

うかがわせるものもあった。このような流動的な判例の流れの中で右のごとき有力な学説に明確に反対して、不特定 物売買にも瑕疵担保の規定が適用されるべきことを積極的に主張した、大審院大正一四年三月一三日判決 を認めたうえで「特定物ノ売買ニ於テ売主ヲシテ民法第五百七十条第五百六十六条ニ依ル担保責任ヲ負ハシムル為ニ を保護したはじめての大審院判例といえる」(下森・前掲一二一頁)のである。かと思えば、税関に収容中の一四イ 約の解除を訴求したのを認めている。すなわち、この判決は、「不特定物売買に瑕疵担保責任の規定を適用して買主 院判決は、 ンチ丸鉄の売買において、 判例は(大判大正一三年六月二三日民集三巻三三九頁)、 本件が特定物の売買であること カビが生じていたことを理由に五七○条を適用して、買主が引渡済みの分について損害賠償、未履行の分について契 ハ契約締結ノ当時ヨリ其目的物ニ隠レタル瑕疵ノ存スルコトヲ必要トス」と判示していて、右末弘・鳩山説の影響を て買主は受領を拒絶しえない旨を判示している)。 ところが、 大正一〇年二月一〇日(民録二七輯二五五頁) 「日本テ一般ニ製造セル」カタン糸の売買というから、おそらく不特定物であろう売買において、 (民集四巻 それに

事の下請負人が工事に使用する目的で一二馬力タービンポンプ一台を買い受け、引渡しも受けたが、エンジンの発火 装置に隠れた瑕疵があって回転しなかったという事案であった。買主は売主に修繕するよう求め、売主もそれに応じ には瑕疵担保規定の適用はないのであって、むしろ、五四一条によって解決すべきであり、原審は釈明権の行使を怠 たが完全にはならず、 ったと上告理由を展開したのに、これを明確に排斥しているため、きわめて重要な判例となった。この判例は橋梁工 ついで買主は新しい別のポンプを請求したが売主はこれにも応じなかったので、 買主は瑕疵担

二一七頁——後掲判例①)が登場したのである。

大審院大正一四年判決は、上告人(売主)が当時の有力説である前記末弘・鳩山説を引用して、

不特定物売買

二六九 (五〇九)

あり、 小町谷操三・判民昭和二年度四三事件、末川・債各八二頁がある)。 他方、 不特定物売買の不完全履行に瑕疵担保規 斥期間を定めた精神に反する。 題を生じないとすると、買主は瑕疵なき代わりの物の請求や売主の給付物返還請求について短期除斥期間の定めがな 物の売買と取扱いを異にすべき理由がない。第四に、不特定物の売買について瑕疵ある物が給付しても瑕疵担保の問 ながら履行されたものということができる。したがって、この時期を標準として考えると瑕疵担保の問題に関し特定 似する。第三に、給付すべき物の選定に関し特約のないときでも買主が売主の給付物を受領した限り、 も売主買主の契約によって給付すべき物を定めることは有効であり、そのときからは特定物の売買があった場合と類 七○条には、その適用を特定物の売買にのみ制限していると解される文字がない。第二に、不特定物の売買において 準として瑕疵担保による権利を行うことができる」旨判示した。そして次のように理由を展開した。第一に、民法五 給付に満足して瑕疵に基づく権利を放棄したものとみうるし、買主が善意ならば物に関する危険の移転する時期を標 場合には不完全ながらも契約の履行があったものと解し、買主が瑕疵あることを知って受領したのなら、 が瑕疵ある目的物を給付した場合、買主においてこれの受領を拒絶しうるのはもちろんであるが、いったん受領した 保の規定に基づき(債務不履行による 五四一条に基づいたのではない)、 契約をなしたる目的を達することができな であった。これに対して大審院は、売主の上告を棄却して次のように述べた。「不特定物の売買契約においては売主 いとして契約を解除し支払済みの代金全額の回復を求めたところ、原審はこれを認容したので、売主が上告したもの その後の判例をリードすることとなる」と評されている(五十嵐・前掲一四二頁。なお、当時の支持者として 債権の消滅時効や所有権の取得時効の完成まで当事者は不安の状態が続き、民法が瑕疵担保について短期除 以上の四点は、 不特定物売買に瑕疵担保責任を肯定する立場から「それぞれ説得力が 契約は不完全 買主はこの

が、「買主の完全履行催告→その不履行による解除という客観的事実に適合せず、解決を誤った」(三宅・契各上三 判決は釈明権の行使を怠ったと主張したことは「疑いもなく正論である」のに、これを排斥した判旨は、本件の事案 定の適用を否定する立場からは、売主が本件は瑕疵担保の問題ではなく、五四一条により解決すべきことを求め、 七六頁)と評価している。もちろん、本件において、瑕疵ある給付物を返還し、契約を解除して代金の返還を求めた

買主の請求を認容した結論そのものは正当に帰するであろう。

だちに踏襲された。事案は、買主は、売主Yから缶詰用ブリキ板を買い受け、引渡しを受けたが、 約を解除する場合にも、商法五二六条の適用があるかということであった。昭和二年判決はこれを肯定し、右の検査 当し、買主がこれを目して「契約ノ不履行ナリ」というのは正当でない、と判示した。ただしこの事件の本当の争点 たん受領した以上は契約所定の条件に欠ける瑕疵のあった不完全な物であっても「只瑕疵アル物ノ履行」の場合に該 は不特定物売買には、右規定の適用はないとして上告した)。 右大審院は、 大正一四年判決を引用して、 義務(旧商二八八――現行商五二六)を怠ったとして抗弁し、原審はこれをいれてXの請求を棄却した。そこで、X Yが応じないゆえ解除して、支払済みの代金の返還と損害賠償の請求をなした、というものであった(YはXが検査 ない重量しかなかったものが含まれていたので、買主Xは一週間以内に適合する物を履行する旨を催告したが、売主 ・通知義務を怠ったという理由の原審判断を是として買主の上告理由を排斥したものであった(それゆえ、右判旨は 大審院大正一四年判決の判旨は、大審院昭和二年四月一五日判決(民集六巻二四九頁――後掲判例②)においてた 不特定物の不完全履行がなされ、これを受領した買主が完全な代替給付を請求したうえでその不履行を理由に契 契約条件に適合し 買主がいっ

無用不当の判示ともいわれる――三宅・契各上三七四頁)。

(昭和二年も同様)

判決の判旨は、若干の支持者を除き、当時、学説によって反論された。

物ノ引渡ヲ斥ケルト共ニ売主ニ対シ更ニ債務ノ本旨ニ従フ履行即瑕疵無キ物ノ引渡ヲ請求スルト将タ当該物ノ引渡 履行トシテ之ヲ受領スルト共ニ別ニ売主ニ対シ瑕疵担保ノ責任ヲ問フト其ノ孰レヲ選フヤハ固ヨリ買主ノ任意ナリト る損害賠償請求なのだから、 る損害賠償の請求とみて、すでに除斥期間が経過しているから認められないとした。買主は、これは債務不履行によ 売主の代金の強制執行に対して買主は売主の給付には瑕疵があり、そのために被った損害の賠償請求権と対当額にお 受領を拒絶することを得ないとして 破棄差し戻した(大判大正一五年五月二四日民集五巻四三三頁)。 裂目が多くかつ尺幅不足が多数あったので、見本品に適合していないとして受領を拒絶した。売主の代金の請求に対 物ノ引渡ヲ請求」する可能性を傍論ながら認めた。事案は、樅板の売買において、他に保管してあった材木を売主に よって送付された見本品と同じであるとして買い受けた買主が実際に調べてみると(見本品は無節であるのに)節穴 が認められなくなり、不当だということである。特に、大正一四年判決の事案では、債務不履行による解除も可能だ 特定物の売買についてもいったん受領されたなら瑕疵担保の問題となるとすると、完全な物の給付請求 いて相殺する旨の意思表示をなし(瑕疵発見後数年経過)、 執行異議の訴えを起こした。 原審はこれを瑕疵担保によ の売買であるから見本に適合しない物でも給付したならば瑕疵担保の問題になるから、 して、買主は右の事情を主張し不払いの抗弁を出し原審では認められた。売主上告。上告の結果、大審院は、特定物 であろうか、大審院昭和三年一二月一二日判決(民集七巻一〇七一頁——後掲判例③)において、 ったのではないかとも評された(舟橋諄一・判民大正一四年度三五事件)。 大審院は、 この学説の批判を考慮したの 除斥期間の適用がないとして上告した。大審院は「此ノ場合ニ在リテハ買主ニ瑕疵アル 債務の履行にあらずとして、 買主は 「瑕疵ナキ

がいったん瑕疵担保を選択した以上認められない、というのである。大正一四年、昭和二年の判決は、 請求ヲ為スカ如キハ其ノ当否ハ則チ多ク論セスシテ可ナリ」。すなわち、 債務不履行を理由とする損害賠償は、 「買主ニ於テ之ヲ受領シタル場合」といっていたが、本件では、「履行トシテ之ヲ受領」、「履行トシテ認容」すると 瑕疵ある物を 買主

ともに「瑕疵担保ノ責任ヲ問フ」場合に瑕疵担保の問題となるといっている点が判示上異なっているほか、

雖巳ニ一旦後者ノ方法ヲ採リタル以上翻ツテ其ノ瑕疵アルコトヲ捉ヘテ之ヲ債務ノ不履行ト唱へ以テ其ノ損害賠償ノ

が、不履行に基づくといおうが「用語ノ拘ル可カラサルハ論無」とすべきではなかったであろうか。 定物で債務不履行に基づこうが、特定物で瑕疵担保で請求しようが、いずれでもよく、ただ、 かかっていてだめだといわれたのであるから、買主はいかにも割り切れない思いをしたことであろう。買主は、 求めることができるのに、 き取れないといったが、特定物だから受領を拒絶できないといわれ、仕方なく、特定物なら瑕疵に基づく損害を賠償 る損害の賠償(実質的に代金減額)を請求したものであるという違いがある。当初買主は瑕疵の付いた材木だから引 に適合しないから、その瑕疵に応じて損害の賠償、すなわち代金の減額を求めたにすぎない。 してもらいたいと代金の減額を求めたら、今度は、不特定物の売買だから、引取りを拒み債務の本旨に従った履行を 前二者が売主に対して完全履行の請求をしてその不履行により解除したものだったのに、昭和三年判決は いて敗訴したこともあって)、買主は受領のうえ、 完全履行を断念し、 不完全な材木ながらこれを引き取り瑕疵によ あえて瑕疵担保を選んだ以上は、もはや瑕疵担保一本で処理され、 瑕疵に基づくといおう 瑕疵のある材木で見本 損害賠償は除斥期間に (別訴にお

買主は運送店に荷受けさせ同時に占有保管させたうえ、その半分以上を転送処分したのに、売主の代金請求に対して、 右のような判例の傾向は、その後においても継承されている。まず、不特定物たる粗竹三間物の売買にお

うるにとどまるというのであるから、大審院は買主の受領による完全履行請求権の喪失という立場にたって、 引渡しのあった物は瑕疵のある二間物であるとして代物を請求し、同時履行の抗弁権を主張し代金の支払を拒絶した スルモノニ非ス」と判示した。買主がいったん瑕疵ある物を「履行として認容し受領した」以上は、 ニ瑕疵ナキ物ノ給付ヲ請求スル権利ヲ有セス」「従テ其ノ給付アル迄代金支払ヲ拒絶シ得ヘキ同時履行ノ抗弁権ヲ有 という事案において、 「一旦瑕疵アル物ヲ履行トシテ認容シ受領シタル以上ハ爾後売主ニ対シ瑕疵担保ノ責任ヲ問フハ格別更 昭和三年判決を引用しつつ、大審院昭和六年二月一〇日判決 (新聞三二三六号一三頁 担保責任を問 同時履

だ履行はなされていないとして、買主が売主による代金請求を拒絶した事案において、大正一四年判決を引用して、 につき、売主の送付した製品は軸輪用紙としては到底使用にたえない粗悪品で、注文の製品とは目的物を異にし、ま 行の抗弁権(いわば不完全履行の抗弁権)を否定している訳である。そしてこの立場は大審院昭和六年四月二日判決 (新聞三二六五号九頁──後掲判例⑤)もまったく同じで、不特定物たる鼠軸輪用紙巻取一万五○○○ポンドの売買

三日判決(民集一〇巻二五二頁――後掲判例⑥)は、買主が目的物の引渡しを受け、 数を占めており、 シ尽シタル場合ニハ」もはや買主としては 「自ラ満足シタルモノト云フベク」、 債務不履行による損害賠償の請求は を拒むことはできないと判示した。さらに、山羊毛三万六〇〇〇ポンドの見本売買において売主が残代金を請求した のに対して、買主が、引渡しを受けた山羊毛は見本と異なって悪硬毛が多く到底織物の原料とはならないものが過半 とも不完全ながら履行があったものと解して瑕疵担保の規定を適用すべきで、買主は解除していないから代金支払い 「当事者間ニ授受セラレタル物カ契約ノ目的物ト種類ヲ同フスル場合ニ於テハ」たとえ品質が債務の本旨に副わなく 債務不履行に基づく損害賠償請求権と対当額で相殺すると抗弁した場合に、 「瑕疵アルコトヲ知リツツ費消 大審院昭和六年五月一

適用はないとした判例でもある)。 大審院の著名判例の最後としては、 昭和八年一月一四日判決(民集一二巻七一頁 たケースで、買主が五七五条二項によって負担する利息は、法定利息であって遅延利息ではないから、支払猶予令の しを受けた買主が残代金と引渡しにより支払期が到来したのちの遅延損害金(商事債権として年六分)とを請求され できない、 後掲判例⑦)がある。売主が自己の製作にかかる特許三益三年式籾摺土臼は、米五〇〇俵を摺上げうる性能を有 しかも瑕疵担保上の請求権も一年以上経過しているのでもはや消滅していると判示した(なお、

あるが、買主はそれを主張せず、債務不履行のみを主張しそれを釈明したので、請求を棄却すると判決した。大審院 モノノ有スル欠陥」であり、特許の土臼には違いないから、債務不履行となる余地はない、要素の錯誤となる余地は 予約を解除し、予納した保証金の返還を請求した。原審は広告宣伝どおりの性能に欠けているのは、この土臼「其ノ よって確保しうるよう、または右性能あるものの送付を求めたが、売主が一向に応じないため、不履行を理由として すると広告宣伝していたので、これを信頼した買主は一手販売契約を締結して保証金を予納して二か年間に三〇〇台 の購売予約の下で数台の引渡しを受けたが、その土臼は全然その性能を有しなかった。そこで買主は右性能を修繕に

履行」)を請求するか瑕疵担保の責任を問うかを選択することができるが、 で、これに対し、不特定物の売買において、 売主が瑕疵ある物を給付したときは、 買主は完全な給付(「過不足無キ 通常の用途もしくは契約上特定したる用途に適さないことであるが、さらに売主が一定の性能を具備することを特に は、釈明にこだわるべきでないとし、瑕疵担保における瑕疵とは、欠陥のためその物の価額を滅ずるものまたは物の しえない一般的欠陥を帯有する場合は、 「保証(請合フノ意)」したのにそれを具備しない 場合をも含みうる、 これらは特定物の売買において生じうるもの もはや右の選択は問題でなく、原始的不能により売買は当然無効で解除は無 当該種類物が本質上保証した 性能を具備

二七五(五一五)

用となるとして破棄差戻した(有泉 享・判民昭和八年度八事件)。 買主は売主の保証責任を求めたのではなく、解

場合とみて、 瑕疵担保への統合を否定する見解もある――(三宅・契各上三四八頁))。 この判例の事案は製造された 除のうえ、予納した保証金の返還を請求したものである(それゆえ、この事件を契約で前提された一定の性質を欠く 種類物の一般的欠陥が問題となっており、大審院は種類物売買における買主の瑕疵ある目的物の「受領」による瑕疵

連の判例の流れの中にいかに位置づけるかむずかしい一面をもっている判例である。

担保責任の選択を肯定しつつも、本件を原始的不能で無効と処理している点が他の諸判例とかなり異なっており、一

(1) また判例①と②だけが完全履行を請求した事案であって、他はみな、消極的、一時的に不完全履行の抗弁をし 以上の判例をまとめるならば、破棄事件たる後掲判例⑦のほか判例①を除き、 いずれも買主の請求を認めてい

て売主の代金支払請求に対し、損害賠償(実質的には代金減額)を主張して相殺の意思表示をしたり(後掲判例③大

はないかとの大審院大正三年一二月一二日判決(後掲判例③)に対する学説の批判を免れているとの評価(五十嵐 判昭和三年一二月一二日、 後掲判例⑥大判昭和六年五月一三日)、 代物請求をして代金支払との同時履行を抗弁した り(後掲判例④大判昭和六年二月一○日)したものであった。それゆえ、代物請求についての期間制限がなく不当で

慎重に構える必要がありはしないかと思われる。また「受領」については、判例の展開の中で次第にその内容が単な 前掲一四一頁)は正当であるが、「受領」を基準に瑕疵担保に移行するとの判例の態度は「買主の不当な請求をチェ ックするための手段としての役割を果した」(五十嵐・前掲)との評価については、事案が抗弁的のものが多い(抗 少々時期に遅れても保護されてよいのではないか)し、結論的に疑問のある判例もないわけではないので

る「受領」から「履行として認容し受領した」(後掲判例④大判昭和六年二月一〇日)というように具体化されてい

和三年一二月一二日判決 として認容し、瑕疵担保責任を問うなどの事情が存する」ことと具体化されるに至った(ただし先行的には大審院昭 ったが、なお抽象的であり、次の最高裁昭和三六年判決において一層明確に「瑕疵の存在を認識した上でこれを履行 (後掲判例③)があった)。 かような大審院判例のあとをうけて、 この問題について詳論し

たのが次の判例である。

法による完全な給付の請求をなす権利を有し、従ってまた、その不完全な給付が債務者の責に帰すべき事由に基づく に解除の意思表示をしたという事案において、前述の判旨につづいて「債権者は受領後もなお、取替ないし追完の方 はこれを放置したままで代金支払のための買主が振り出した手形金の請求をしてきたので、買主は引渡し後五か月後 ーを購入して引渡しを受けた買主が、故障が多くて使用にたえないので完全に修理するよう売主に催告したが、

最高裁昭和三六年一二月一五日判決(民集一五巻一一号二八五二頁――後掲判例⑧)は、有線放送用スピーカ

ときは、債務不履行の一場合として、損害賠償請求権および契約解除権をも有するものと解すべきである」と判決し、

たえないとして、買主が完全履行を請求し、売主がこれに応じない(完全履行の不履行)ために買主は瑕疵担保に基 大審院大正一四年三月一三日判決(後掲判例①)は、タービンポンプの売買で性能に欠けるところがあり、 使用に

買主の解除を有効としてこれを認めた。

づく解除を主張して代金返還を求め、これが認容されたものであった。最高裁昭和三六年一二月一五日判決 放送用スピーカーの売買でその性能に欠けるところがあり、使用にたえないから、 売主がこれに応ぜず、代金の支払を請求してきたので、買主が契約を解除し、 買主が再三修理を求め、

二七七(五一七)

保ではなく不完全履行を理由としてこれを認め、

示して、大審院昭和三年判決を継承しつつ、「受領」の点については前述のように、単なる受領によっては完全履行 受領したからといって改めて債務の本旨に従う完全な給付を請求することができなくなるわけのものではない」と判 年判決は、不特定物の売買において、「給付せられたものに隠れた瑕疵があった場合には、債権者がいったんこれを 判例③)はこれを是正して、買主は完全履行の請求か瑕疵担保かを選択できると判示し、この点は、最高裁昭和三六 することによって、代物請求を認めず、この点学説によって批判されたが、大審院昭和三年一二月一二日判決 決は債務不履行責任を排して瑕疵担保を適用し、 した。両者の基本的立場はかなり異なっているとみてよい。そして大審院大正一四年判決はもっぱら瑕疵担保を適用 最高裁昭和三六年判決は、瑕疵担保を排除して、不完全履行を採用 最高裁は「この原審の判断を是としている」。 大審院大正一四年判 (後掲

請求権を失うものでないことを明確ならしめた。

野英一・法協八○巻五号七○八頁)と評されている。しかも本件は、 うる典型的ケースであって、それゆえ「本件判旨の不当な一般化は危険である」(五十嵐・前掲一四三頁。 判旨が債務不履行責任を肯定し瑕疵担保を排除した点を強く批判する。本件はまさに瑕疵担保による解除が認められ 不履行責任説の立場からは、不特定物についての不完全履行は瑕疵担保に一元化しようとする立場であるから、本件 行の請求権を認めたことを評価している(柚木=高木・注民⑷二〇八頁、 我妻・債総一五六頁)。 これに対して債務 して不特定物に瑕疵担保の適用を認める可能性を残している点に不満をおぼえつつ、一応瑕疵担保を排し、不完全履 スであったのに、原審は、買主が商法五二六条の検査および通知義務を尽くしていないと売主が抗弁したのに対し、 この最高裁判決に対して学説の対応はさまざまである。通説の法定責任説の立場からは、本件判旨がいぜんと 商人間の売買で商法五二六条が適用さるべきケ なお、

民法五七〇、五六六条のほか商法五二六条の適用もないと答えている点も右学説によって批判されている(ただし、

事案としては、商法五二六条が適用されても買主の解除は肯定されるものであった)。

当然であって、 買において瑕疵ある給付がなされ、買主がこれを受領しても、改めて債務の本旨に従う完全な給付を請求できるのは き事由があれば、不完全履行による解除権が生ずると考えたものと評されている。そしてこれは「学説の不完全履行 された考え方であるという。最高裁昭和三六年判決は、事案上の買主の完全履行の選択=完全履行請求権の行使をま 上げて、その不履行による買主の解除が五四一条の要件を充足しているか否かを判示すべきであったという。そして 体としての理論構成の全く一貫しない不透明」なものと批判している。すなわち、三宅教授によれば、不特定物の売 ているので、 く排除してもっぱら債務不履行の観点に立つもので、この点、最高裁昭和三六年判決は、瑕疵担保適用の余地を認め の理論にとらわれたものと推測」(三宅・契各上三七七頁)されるが、学説の不完全履行の理論は瑕疵担保をまった ったく念頭におかず、受領があっても、売主には不完全履行義務があり、したがって不完全履行に売主の責に帰すべ この解釈は、 院大正一四年判決と最高裁昭和三六年判決はどちらも買主は完全履行を選択しているのであるから、その選択をとり さらに三宅教授は、法定責任説の立場に立って、しかし独自の不完全履行理論によって、最高裁昭和三六年を「全 学説の理論とも異なり、したがって全体として「不透明」といわれるわけである(三宅・契各上三七七 「最も基本的で単純平明な解釈論」(三宅・契各上三七七頁)であり、フランス法、ドイツ法でも承認 問題はその後の展開にあり、買主が現実に完全履行の請求をしたか否かが重要であり、この点、大審

(4)それでは三宅教授の不完全履行理論はどうか。教授によれば、不特定物の不完全給付は次のように分かれる。

類売買の不完全履行に媒介された、瑕疵担保への現実的接近なのである」(三宅・契各上三七八頁)し、 頁)をおかしているといわれる。そして右の第二の場合は、「本来の瑕疵担保とは別の債務不履行の特殊型として種 ものと解すべきであると判示しているが、「これは不完全履行を全く瑕疵担保と同旨する誤り」(三宅・契各上三八八 物の瑕疵に基づく損害賠償の請求をするとともに該請求権を自働債権として代金債権と相殺する旨の意思表示をした 判例⑨)は、本来は不完全履行自体に基づく代金減額をあえて瑕疵担保の問題として扱い、買主の右申入れは、 けようとするものかである。この意味で、穀用かますの売買で品質上の欠陥があり、買主が減価採用で精算させてい をもはや望まず、催告なしで解除するか、それともともかく瑕疵ある物の給付で満足して、あとは代金減額で結着づ 行と引換えに代金請求権を有するが、当事者双方が現実にはその権利を放棄し瑕疵ある物を受領した買主が完全履行 合である。これは瑕疵担保とは異なり、買主が瑕疵ある物を受領後も完全給付請求権を有し、売主の方もまた完全履 する場合、この場合は五四一条の要件がなければならない。第二は、判例のいう「履行として認容する」という場合 すなわち、第一は、 ただく旨を売主に申し入れた事案を取り扱った最高裁昭和五〇年二月二五日判決(民集二九巻二号一六八頁 で、完全履行請求権を放棄したうえでの、いいかえれば、不完全履行自体に基づく、解除ないし代金減額を求める場 買主による完全履行の選択をしたうえでその不履行を理由に債務不履行の一般理論によって解除

## 判例

種類売買に瑕疵担保を適用した多数の大審院判例の事案がそうであって、

「その例が極めて多い」といわれる。

(1) 不特定物の売買と瑕疵担保の責任(大判大正一四年三月一三日民集四巻二一七頁〔原状回復請求事件〕〕〔タービンポンプ売

不特定物の売買においても、売主は目的物の危険移転の時を標準として瑕疵担保の責に任ずべきものである。

結した。Ⅹは即日内金五○○円を支払い、その後該物件の引渡しを受けたので残代金を全部支払った。ところが該物件はエンヂ 日、Y(被告)より一二馬力ガソリンエンヂン直径六吋低圧タービンポンプ附属品一台を代金一八〇〇円で買い受ける契約を締 X(原告)は洪水のために破壊した橋梁復旧工事の下請人で、その工事に使用する目的のために、大正八年九月二二

なお本件の売買は不特定物の売買であるから、瑕疵担保に関する民法の規定は適用することができないと主張した。原審はXの 円の返還を求めた。Yは抗弁して、本件のエンヂンは瑕疵がない、仮に瑕疵あるとするも隠れた瑕疵というべきものではない。

ができなかったとして、翌大正九年七月二二日、Yに対して契約解除の意思表示をなして、先に交付した支払済の代金一八○○

ンの発火装置に隠れた瑕疵があって回転せず、Yが修繕しても効果がなかった。そのためXは契約をなした目的を達成すること

「不特定物ノ売買契約ニ於ケル売主カ瑕疵アル物ヲ買主ニ給付スルモ未タ完全ニ其ノ義務ヲ履行シタル

請求を認めたうえで、瑕疵担保に関する民法の規定は不特定物売買にも適用があると判示した。そこでYが上告。

テ之ヲ受領シタル場合ニ於テハ不完全ナカヲモ契約ノ履行アリタルモノト解スルヲ正当トス而テ買主カ売主ノ提供シタル物ニ瑕 契約ノ目的物ト全然種類ヲ異ニセル物ノ給付ト同一視シ全ク契約ノ履行ト為リ得サルモノト速断スルハ失当ニシテ寧ロ買主ニ於 モノト謂フヲ得サルカ故ニ縦令売主ニ於テ斯ル物ヲ提供スルモ買主ニ於テ其ノ受領ヲ拒絶シ得ルハ洵ニ所論ノ如シ然レトモ之ヲ

疵ノ存スルコトヲ知リツツ之ヲ受領シタルトキハ特別ノ事情ナキ限リ買主ハ其ノ給付ニテ満足シ瑕疵ヲ原因トスル権利ヲ主張セ

時善意ナリシトセハ物ニ関スル危険ノ移転スル時期ヲ標準トシテ斯ル権利ヲ行ヒ得ルモノト謂ハサルヘカヲス蓋民法第五百七十 サル意思ニテ之ヲ受領セシモノト解シ得ルカ故ニ其ノ後ニ至リ瑕疵担保ニ因ル権利ヲ行フコトヲ得サルモ若シ買主ニシテ其ノ当 条ニハ其ノ適用ヲ特定物ノ売買契約ニノミ制限セルモノト痢スヘキ文字ナキノミナラス不特定物ノ売買契約締結後売主及買主カ

非サレハ此ノ時ヨリ以後ハ特定物ノ売買契約アリタル場合ト類似シ買主ニ瑕疵担保ニ因ル権利ヲ興フヘキヤ否ヤノ問題ニ関シ彼 契約ニ因り給付スヘキ物ヲ定ムルハ有効ナルノミナラス此ノ契約ハ其ノ物ニ瑕疵ノ存スルノ故ヲ以テ当然無効ニ帰スヘキモノニ

ヘシカ或ニ原判決ニハ所論ノ違法ナク論旨ハ理由ナシ」 ルモノニシテ到底是認スルコトヲ得ス原判決ヲ閲スルニ原審ハ右ト同一ノ見解ニ基キ被上告人ノ請求ヲ是認シタルモノト解シ得 ヲ請求シ得ヘク売主モ亦既ニ給付セシ物ノ返還ヲ請求シ得ルコトトナルヘシ而モ此等ノ権利ニ付テハ民法第五百六十六条第三項 主ニ対シ瑕疵アル物ヲ給付スルモ全然契約ノ履行ナク従テ瑕疵担保ノ問題ヲ生スルコトナシトセハ買主ハ更ニ瑕疵ナキ物ノ給付 定シ又ハ其ノ給付ヲ為スニ必要ナル行為ヲ完了シタルトキ特定シタルモノト謂ヒ得ヘキカ故ニ此ノ時期ヲ標準トシテ考フルトキ 限リ契約ハ不完全ナカラモ履行セラレタルモノト謂フヘク従テ此ノ場合ニ於テハ給付スヘキ物ハ売主カ買主ノ同意ヲ得テ之ヲ指 ト是トヲ区別スヘキ理由ナク又給付スヘキ物ノ選定ニ関シ斯ル契約ナカリシ場合ト雖モ苟モ買主カ売主ノ提供セシ物ヲ受領セル ノ状態ニ在ル場合モ生シ得ヘシ如斯ハ民法カ瑕疵担保ニ因ル権利ニ関シ同条ヲ準用シ極メテ短キ除斥期間ヲ定メタル精神ニ反ス ニ規定セル如キ除斥期間ノ定ナキカ故ニ当事者ハ債権ニ関スル消滅時効若ハ所有権ノ取得ニ関スル時効ノ完成スルニ至ル迄不安 ハ瑕疵担保ノ問題ニ関シ特定物ノ売買契約ト其ノ取扱ヲ異ニスヘキ理由ナケレハナリ若夫レ不特定物ノ売買契約ニ於テ売主カ買

〔評釈等〕 舟橋諄一・法協四四巻七号一五九頁

代金返還並利息金支払請求事件〕)〔缶詰用ブリキ板売買事件〕 不特定物の売買における目的物の瑕疵と商法二八八条(現行商五二六) (大判昭和二年四月一五日民集六巻二四九頁〔売買

し瑕疵あることを発見したるときはただちに売主に通知しなければ、瑕疵を原因として契約を解除することはできないと判示し しないときは、その売買は商法二八八条にいわゆる目的物に瑕疵ある場合に該当するものであって、買主は遅滞なくこれを検査 〔判決要旨〕 商人間における不特定物の売買において、買主がいったん売主より売買の目的物として受領したる物が約旨に適

〔事実〕 X(原告)はカン詰業者であって、大正七年一〇月一九日、Y(被告)よりカン詰用ブリキ板幅一四吋長二〇吋一箱

た原審判決は正当である

受けた本件ブリキ板五三〇箱は同年一一月五日検査してみたら、引渡しを受けたうち一七一箱は契約の条件になし一箱の重量 の旨を表示し、一箱の重量正味一○○封度以上あることを条件としておいた。しかるに大正七年一○月二二日、Yから引渡しを

ず商法二八八条に則り買主は遅滞なく目的物を検査し瑕疵あることを発見したらただちに売主に通知するのでなければ瑕疵を理 いて物件の引渡しある以上は瑕疵担保をもって論ずるに限るとの意見を示しているが、これは民法五四〇、五四一条を不当に適 由として契約を解除することはできず、買主はこれを怠ったとしてXの請求を排斥した。X上告。原判決は、商人間の売買にお と損害の賠償を請求した。原審は、本件当事者が各商人であること、商人間の売買において特定物たると不特定物たるとを問わ 合する重量の物品を一週間以内に履行すべき旨を催告したがYが応じないのでこの部分について契約を解除し、Yに代金の返景 ○○封度以下のものであったので即日Yに通知し、さらに大正八年三月三○日、右一七一箱の内一五七箱について契約条件に適

用せず、商法二八八条を違法に適用したものであると主張した。

物ノ履行セラレタル場合ナリト判定シ所論摘録ノ如ク説示シタルハ固ヨリ相当ナリト云ハサルヘカラス」 リトスル法律上ノ見解ハ正当ニアラス然レハ原審カ上告人ノ主張ノ具体的事実ヲ観察シテ法律上不履行ノ場合ニアラス瑕疵アル 年(オ)第八百六十六号同十四年三月十三日当院第二民事部判決参照)穴上告人カ前記主張ノ事実関係ヲ目シテ契約ノ不履行ナ 種類ノ物ノ給付ヲ為シ買主ニ於テ之ヲ受領シタル場合ニアリテハ仮令給付ノ物体カ契約所定ノ条件ニ欠クル所アルモ不完全ナカ ラモ尚契約ノ履行アリタルモノト解スルヲ正当トシ只瑕疵アル物ノ履行セラレタル場合ニ該当スルニ過キサルカ故ニ(大正十三 〔判旨〕(上告棄却) 「種類売買ニ於テ売主カ契約ノ目的物ト全然種類ノ異ナリタル物ヲ給付シタル場合ハ格別前記ノ如ク同

3 議事件〕)〔樅板売買事件〕 瑕疵担保と履行請求権! ――隠れたる瑕疵 ——見本売買と瑕疵(大判昭和三年一二月一二日民集七巻一〇七一頁〔強制執行異

不特定物の売買においては買主は瑕疵担保に基づく権利と瑕疵なき物の引渡請求権とどちらか一つを選択し

瑕疵担保責任規定の適用範囲

二八三(五二三)

関法

てこれを主張することができる。 一二五枚入五三○箱を一箱金四○円五○銭の割合をもって買い受けた。Ⅹはブリキ板を絞りカン製造用として買い受けたのでそ

に表われていても、なお隠れた疵瑕といって妨げない。 一 多数の物件について、いちいちこれを点検して始めて発見することのできる瑕疵は、たとえ瑕疵自体は個々の物体の外部

見本売買の場合においては、引き渡された物が見本より劣っているときは、当然目的物に瑕疵あるものと解す べき であ

ころ、Xは目的物に瑕疵あることを理由にして不完全履行であるとして、代金の支払を拒絶した。原審は買主の主張 を 認 め た 裂目が多くかつ尺幅不足のものであった。Yは別訴(大判大正一五年五月二四日民集五巻四三三頁)で代金の支払を請求したと 〔事実〕 X(原告)はY(被告)より樅板を買い受けた。ところが見本品は無節であったのに実際に引渡しを受けたのは節穴

審では、Yの代金請求を認め、 であるとした。これに対してXは、こんどはYの不完全履行を主張し、一年の除斥期間にはかからないと主張して上告した。 こした。これが本件である。原審は、一年の除斥期間の経過により、損害賠償請求権は消滅しているから相殺の意思表示は無効 り、 そのために被った損害の賠償請求権と相殺する旨の意思表示をなし(瑕疵発見後数年経過していた)、 執行異議の訴えを起 が、大審院は目的物を特定物(他人の倉庫に保管されてあった)と認定し、担保責任の問題であるとして破棄差し戻した。差戻 Xにその支払を命じた。 そこでYは強制執行を行ったが、 XはYの交付した樅板には瑕疵があ

責任ノ如キハ又之ヲ云々スルノ余地無キコト之ヲ本来ノ法意ナリトス然レトモ此ノ場合買主ニ於テ瑕疵アル物ノ引渡モ亦之ヲ履 シト云フカ如キハ反証無キ限リ之ヲ肯定スルニ由無ケレルナリ故ニ此ノ場合ハ唯債務不履行ノ問題ヲ生スルニ止マリ瑕疵担保ノ ル以上此ノ引渡ハ之ヲ目スルニ債務ノ本旨ニ従フ履行ヲ以テスルヲ得サルハ言ヲ俟タス蓋瑕疵アルモノモ亦可ナリトノ約旨ナリ ハ存在セス唯斯クノ種類ニ属スルモノト云フ定メアリシニ止マルカ故ニ後ニ至リ現実ニ引渡サレタル其ノ物ニシテ瑕疵ノ伏在ス

、判旨〕(上告薬却) 「夫ノ不特定物(民法第四百一条)ノ売買ニ在リテハ此ノ物ト指示セラレタル特定ノ目的ハ契約当時ニ

強チニ之ヲ排斥ス可キ何等ノ道理無キヲ以テ茲ニ瑕疵担保ナル法規ハ漸次其ノ適用ノ範囲ヲ拡張シ不特定物売買ノ場合モ亦之ヲ ヲ有スルコトハ巳ニ以上説示シタルトコロノ如シ今本件ニ於テ上告人ノ陳述ニ従へハ当該売買ノ見本売買ナリシトノコトハ明ナ 特別ノ標準ヲ設ケ之ニ依リテ以テ目的物ノ品等ヲ律セムトスル趣旨ニ外ナラサルカ故ニ見本ヨリ劣レルコト是レ亦此ノ場合ニ於 渡サルルモノハ見本ト同一ノ品質等級ヲ有スルコトヲ売主ニ於テ請合ヘルモノト看ル可キハ当然ナルヲ以テ現ニ引渡サレタル物 履行即瑕疵無キ物ノ引渡ヲ請求スルト将タ当該物ノ引渡ハ履行トシテ之ヲ受領スルト共ニ別ニ売主ニ対シ瑕疵担保ノ責任ヲ問フ 後者ニ属スルモノトス夫レ爾リ故ニ此ノ場合ニ在リテ買主ハ瑕疵アル物ノ引渡ヲ斥クルト共ニ売主ニ対シ更ニ債務ノ本旨ニ従フ 包含スルニ至リ或ハ此ノ意味ノ法文ヲ設クルモノアリ爾ラサルモ或ハ判例ヲ以テ此ノ趣旨ヲ宣明スルモノアリ吾現在ハ恰モ此ノ 之ヲ敷衍セルコト前記引用ノ如クナル本件ニ於テ今ニ至リ之ヲ債務ノ不履行ニ基ク損害賠償ヲ請求スルモノナリト云ハムトスル 代理人ノ従事スル コト殆ント明白疑ヲ容ル可カラス夫レ用語ノ拘ル可カラサルハ論無キト共ニ之ヲ無視スルコト更ニ不可ナリ第一審以来同一 ルモ其ノ果シテ不特定物ノソレナリシャ否ハ第一審以来其ノ趣意不明ナラス……ト雖……瑕疵担保ニ基ク権利ヲ主張スルニ在 ケル一ノ瑕疵ト称スルヲ妨ケサレハナリ唯夫レ不特定物ノ場合ニ在リテハ買主ハ債務ノ本旨ニ従フ履行ノ請求権モ亦競合的ニ之 定ハ其ノ適用アリト解スルヲ相当トス何者瑕疵トハ畢竟或標準ニ達セサルノ謂ニシテ而シテ見本売買ナルモノハ見本ト云フ一ノ カ見本ヨリ劣レル場合ニ之ヲ一般ノ標準ヨリ測定スレハ未タ以テ一ノ瑕疵トシテ之ヲ目スルニ足ヲサルトキト雖亦瑕疵担保 ノハ不特定物ニ付キテ行ハルルヲ常トスルモ亦特定物ニ関スル場合固ヨリ必無ナリトセス唯其ノ孰レノ場合タルヲ問ハス他日引 務ノ不履行ト唱へ以テ其ノ損害賠償ノ請求ヲ為スカ如キハ其ノ当否ハ則チ多ク論セスシテ可ナリ然リ而シテ夫ノ見本売買ナル ト其ノ孰レヲ選フヤハ固ヨリ買主ノ任意ナリト雖已ニ一旦後者ノ方法ヲ採リタル以上飜ツテ又其ノ瑕疵アルコトヲ捉ヘテ之ヲ債 トコロニ係リ巳ニ訴状ニモ『此等瑕疵ニ基ク損害金ハ被告ニ於テ賠償ノ義務アリ』ト主張シ而シテ原審ニ於テ

行トシテ認容スルト共ニ一面売主ニ問フニ瑕疵担保ノ責任ヲ以テスルコト猶夫ノ特定物売買ノ場合ト同一轍ニ出テムト

(五二五)

・ヲ観

似タリ加之別ニ此ノ事ヲ確ムルニ足ルモノアリ他無シ損害ノ点ニ関シ上告人ノ主張スルト

ハ蓋強フル

瑕疵担保責任規定の適用範囲 ノ嫌ヲ免レサルニ

斯クノ如キハ右ニ所謂劣等品ヲ買主ニ於テ引取リタルコトヲ前提トシテノミ始メテ了解スルヲ得ヘキ採算方法ニハ非サルカ上告 人主張ノ意味那辺ニ在リヤ知ル可キノミ原裁判所カ之ヲ解シテ瑕疵担保ニ因ル損害賠償ノ請求ト為シタルハ相当ナリ所論ハ採用 ト云フニモ非ス其ノ所謂損害ナルモノハ之ヲ訴状ノ記載ニ徴スレハ約定ニ係ル買値段ヨリ現ニ引渡サレタル劣等品ト称スルモノ ルニ开ハ履行遅滞ノ結果得可カリシ利益ヲ得ス被ル可カラサリシ損失ヲ被リタリト云フニモ非ス又固ヨリ履行ニ代ハル損害賠償 ノ実価ヲ控除シテ之ヲ計上セルモノニシテ換言スレハ低価格ヲ高価ニ買受ケタルコトヲ指シテ損害ト云フ趣旨ニ外ナラス而カモ

〔評釈等〕 五十嵐清・ジュリ二〇〇号六四頁、鈴木竹雄・法協四七巻一二号一七四頁

スルニ由無シ」

4 不特定物売買の目的物の瑕疵と買主の権利(大判昭和六年二月一〇日新聞三二三六号一三頁〔売掛代金請求事件〕) 〔粗竹三

を選んで主張することができる。 付を請求するのも、また右の瑕疵あるものを履行として認容して受領し、売主に対して瑕疵担保の責任を問うのもいずれか一つ 〔判決要旨〕 種類物売買の目的物に瑕疵ある場合に、買主がこれを履行として受領せずに売主に対してさらに瑕疵なき物の給

合にあたらず、契約解除の事実もないとして、Xの請求を認容した。Yは不特定物売買には、瑕疵担保の規定の適用はないと主 に処分した以上履行として認容して受領したものであるとして、同時履行の抗弁権を否定しかつ契約の目的を達する能はざる場 しのあった物は瑕疵ある二間物であるとして、同時履行の抗弁権を主張し、代金の支払を拒絶した。原審は、すでに半分以上他 荷受けさせるとともにYのために占有保管させ、その半分以上を他に転送し処分していた。Xが代金の支払を請求したが、引渡 買主Y(被告・控訴人・上告人)は売主(X(原告・被控訴人・被上告人)より粗竹三間物を買い受け、A運送店に

張して上告した。

ナキ物ノ給付ヲ請求スル権利ヲ有セス従テ其ノ給付アル迄代金支払ヲ拒絶シ得ヘキ同時履行ノ抗弁権ヲ有スルモノニ非ス原判決 其ノ一ヲ択ヒテ之ヲ主張シ得ルモノナルコトハ当院ノ判例トスル所ナリ(昭和三和(オ)第六四四号同年十二月十二 日 判 更ニ瑕疵ナキ物ノ給付ヲ請求スルト将タ右ノ瑕疵アル物ヲ履行トシテ認容シテ受領シ売主ニ対シ瑕疵担保ノ責任ヲ問フト孰レカ カ上告人ニ於テ被上告人ノ給付シタル瑕疵アル物ヲ履行トシテ認容シ受領シタル事実ヲ認定シ此ノ事実ニ基キ上告人ノ同時履行 故ニ買主ニ於テ一旦瑕疵アル物ヲ履行トシテ認容シ受領シタル以上ハ爾後売主ニ対シ瑕疵担保ノ責任ヲ問フハ格別更ニ瑕疵 (上告棄却) 「然レトモ種類売買ノ売主ノ給付シタル物ニ瑕疵アル場合ニ買主ハ之ヲ履行トシテ受領セス売主ニ対シ

ノ抗弁ヲ排斥シタルハ違法ニ非ス\_

としても、債務は不完全ながらも履行がなされたものと解し、瑕疵担保に関する規定を適用することができるものと解すべきで に授受された物が契約の目的物と種類を同じくする場合においては、たとえその品質において債務の本旨に副わない点があった の義務を履行したものとはいえないから、買主はさらに新たなる給付を請求することができるのはいうまでもないが、当事者間 不特定物の売買契約における売主が買主に対して債務の本旨に副わない物を給付しても、売主はいまだ完全にそ

不特定物の売買と履行(大判昭和六年四月二日新聞三二六五号九頁〔売掛金代金請求事件〕)〔鼠軸輪用紙巻取売買事件〕

から代金を支払う必要はないと抗弁した。原審は、XはYに製品を送付したことを認めることができ、品質不良なりとの一事を 品は軸輪用紙としては到底使用にたえない粗悪のものであり、注文した製品とは目的物を異にし、いまだ履行がないものである YはXより鼠軸輪用紙を買ったが代金を払わなかったので、Xは代金の支払を訴求した。YはXより送付してきた製

二六)、民法五七〇条、 もって右用紙が本件売買契約の目的物ではなく、したがって、引渡しもなされていないとはいえずとし商法二八八条(現行商五 五六六条の規定により解除しない限り代金支払義務を免れえないと判示して、 Xの請求を認容した。Y

瑕疵担保責任規定の適用範囲

二八七(五二七)

告した。 は、 注文した目的とは異なり使用することもできず、目的物の引渡しがないのと同じであるとし、契約上の義務不履行として上

同フスルモノナルコトヲ認メタルコト明白ニシテ且原判決カ其ノ認定ニ供シタルABノ証言に依レハ右ノ事実ハ之ヲ認メ得サル ニアラサルカ故ニ原判決カ此ノ点ニ付瑕疵担保ノ規定ヲ適用シタルヲ審理不尽ノ致ストコロナリト為ス論旨ハ其ノ理由ナシ」 ル物ナルコトヲ明言セスト雖原判決ノ説明ニ依レハ原審ハ右ノ両者ハ仮ニ其ノ品質ニ於テ異レルトコロアリトスルモ其ノ種類ヲ ルコトハ既ニ当院ノ判例トスルトコロニシテ(大正十四年三月十三日言渡大正十三年(オ)第八六六号判決参照) ノトコロナリト雖当事者間ニ授受セラレタル物カ契約ノ目的物ト種類ヲ同フスル場合ニ於テハ縦令其ノ品質ニ於テ債務ノ本旨ニ 未タ完全ニ其ノ義務ヲ履行シタルモノニアラサルヲ以テ買主ハ之ヲ給付ト認メスシテ更ニ新ナル給付ヲ請求シ得ヘキハ素ヨリ其 ルノ必要ヲ見サルモノトス而シテ原判決ハ特ニ上告人カ注文シタル物件ト被上告人カ上告人ニ製造供給シタル物件ト同種類ナ ハサル点アリトスルモ債務ハ茲ニ不完全ナカラモ履行セラレタルモノト解シ之ニ瑕疵担保ニ関スル規定ヲ適用シ得ヘキモノナ (判旨) (上告棄却) 「案スルニ不特定物ノ売買契約ニ於ケル売主カ買主ニ対シ債務ノ本旨ニ副ハサル物ヲ給付スルモ売主ハ 未タ之ヲ改廃

6 ○○ポンド売買事件〕 不特定物売買と買主の担保責任(大判昭和六年五月一三日民集一〇巻二五二頁〔売買代金残額請求事件〕)〔山羊毛三万六〇

ある。 場合には、買主は自ら満足したものというべく、もはや債務不履行を原因として損害賠償の請求をなしえないものと解すべきで 〔判決要旨〕 買主が売主より売買目的物の山羊毛の引渡しを受け、しかもこれに瑕疵があることを知りながら費消し尽くした

山羊毛は見本と相違し悪硬毛多くとうてい織物の原料となしがたきものが過半数を占めており、見本品の半額の価値しかないも 〔事実〕 Y (被告) はX(原告)より大正一二年六月一三日、 山羊毛三万六○○○ポンドを買い受けた。Yは引渡しを受けた

原判決ノ如ク之ヲ瑕疵担保ノ規定アルカ故ニ一般的債務不履行ノ原因アル場合ニ於テモ瑕疵担保ニヨル権利トシテ損害賠償ノ請 務不履行ノ要件ヲ具備セル場合ニ於テハ素ヨリ買主ハ之ヲ原因トシテ損害賠償ノ請求ヲ為シ得ヘキコトハ言ヲ俟タサル所ニシテ 任ヲ認ムルコトカ売買ノ有償契約タル性質ニ適合スルカ為ニシテ法律カ認メタル特殊ノ責任ナリトス従テ売主ノ責任カ一般的債 行ノ外ニ特ニ瑕疵担保ノ規定ヲ設ケタルハ売主ニ対シ一般的債務不履行ノ責任ヲ認ムルコトヲ得サル場合ニ於テモ尚且売主ノ責 決ハ法則ヲ不当ニ適用シ又ハ之ヲ誤解シタル違法ノ判決ニシテ破毀ヲ免レサルモノナリ」、〇「民法カ一般的特則タル債務不履 損害賠償ヲ求メルヨリ外其ノ救済方法ナシトスルハ当事者ノ意思ニ合致セサルモノニシテ吾人ノ承服シ能ハサル所ナリ要之原判 ヲ給付スルニアラサレハ債務ノ本旨ニ従ヒタル完全ナル履行ノ提供ト云フヘカラス特定物ノ売買ハ之ト異ナリ債務ノ目的物カ初 通説トスル所ナリ(鳩山博士日本債権各論三四〇頁末弘博士債権各論四一八頁)御院従来ノ判例ニ於テハ之ニ反対ノ見解ヲ採ヲ あることを知りつつ費消してしまったものであるから、瑕疵担保による損害賠償の請求をなすことはできるが、債務不履行を理 のであるから、Xの不完全履行により損害を被ったので、その損害賠償金と未払代金とを相当額において相殺すると抗弁した。 求ヲ為シ得ヘキモ債務不履行ヲ原因トシテ損害賠償ノ請求ハ之ヲ為スコトハ許サスト解スルハ法則ヲ誤解シタル違法アル判決ニ ノ場合ニ於テモ瑕疵担保ノ適用アリト解釈セラルルトキハ買主ハ更ニ完全ナル給付ヲ求メントスルコト能ハス契約ノ解除カ又ハ メヨリ特定シ完全ナルモノヲ給付スルノ余地ナキカ故ニ瑕疵担保ノ責任ヲ生スルモノナレハナリ御院従来ノ判例ノ如ク不特定物 ルルカ如シ(大正十五年(オ)第一一三九号昭和二月四月十五日判決)ト雖不特定物ノ売買ニ於テハ売主ハ瑕疵ナキ完全ノモノ ニシテ不特定物ノ場合ニハ通常ノ債務不履行ノ問題ヲ生スルニ止リ瑕疵担保ノ問題ヲ生スルモノニアラサルコトハ民法学者間 と判示して、Ⅹの勝訴せしめた。Yは、⊖「然レトモ瑕疵担保ノ規定ノ適用アルハ特定物ニ関スル売買契約ノミニ適用アルモノ 由とする損害賠償の請求をなすことは許されない。しかも一年の除斥期間にかかっているから瑕疵担保上の請求もなしえない、 本件目的物に隠れたる瑕疵があったことは認められるが、Yは、Xより本件山羊毛の引渡しを受け、しかもこれに瑕疵

瑕疵担保責任規定の適用範囲

シテ破毀ヲ免レスト云フニ在リ」として上告。なお、本件は支払猶予についても判示している(判示事項闫参照)。

論旨ハ之ト反対ノ見解ニ立チ原判決ヲ非難スルモノナレハ採ルニ足ラス」 瑕疵アルモノヲ引渡スハ全ク履行ナキニハ非スシテ単ニ瑕疵アル履行ニ外ナラサレハ買主ニ担保責任ヲ負ハシメサルヘカラス本 ルコト勿論ニシテ此ノ担保義務ハ特定物売買ノ場合ト不特定物売買ノ場合トニヨリ異ニスヘキ理由ナシ不特定物売買ノ場合ト雖 (上告棄却) ──「然レトモ売主へ買主ニ対シ適当ノ性質ヲ有スルモノ換言スレハ瑕疵ナキモノヲ取得セシムル義務ア

- ラサルコトヲ説示セルモノニシテ斯ノ如ク解スルコトハ違法ニ非サレハ之ヲ非難スル本論旨モ亦理由ナシ」 ツ費消シ尽シタル場合ニハ買主トシテ自ラ満足シタルモノト云フヘク最早債務不履行ヲ原因トシテ損害賠償ノ請求ヲ為シ得ヘカ ☆「然レトモ原判決ハ上告人ニ於テ既ニ被上告人ヨリ売買ノ目的物タル山羊毛ノ引渡ヲ受ケ而カモ之ニ瑕疵アルコトヲ知リツ
- 定ハ斯ル法律上ノ利息ノ発生ヲ停止スルモノニ非サルカ故ニ原判決カ該勅令ノ規定ヲ適用セサリシコトハ違法ニ非ス論旨理由ナ テ遅延利息ヲ支払ハシムル趣旨ニ非サルコト判文ヲ通読シテ自カラ了解シ得ヘシ而シテ昭和二年勅令第九十六号支払猶予令ノ規 渡ヲ受ケタル日時即大正十三年四月十日以降代金完済ノ日迄ノ商事法定利率ニ依ル法定利息ノ支払ヲ命シタル趣旨ニ外ナラスシ リ負担スルモノニシテ本件ニ於テ原審カ上告人ニ対シ年六分ノ割合ニ依ル金額ノ支払ヲ命シタルハ上告人カ自認スル目的物ノ引 ||三「然レトモ買主ハ目的物ノ引渡ヲ受ケタル以上当然其ノ日ヨリ代金ノ利息ヲ払フヘキ義務ヲ民法第五百七十五条ノ規定ニヨ
- 此ノ限ニ在ラス 於テ支払ヲ為スヘキ私法上ノ金銭債務ニシテ勅令ヲ以テ指定スル地区内ニ住所又ハ営業所ヲ有スル債務者ノ負担スルモノニ付テ 二十一日間其ノ支払ヲ延期ス但シ債務者カ其ノ地区外ニ他ノ営業所ヲ有スル場合ニ於テ該営業所ノ取引ニ関スル債務ニ付テハ 〔参考条文〕 支払猶予令(昭和二年勅令九六号)一条 昭和二年四月二十二日以前ニ発生シ同日ヨリ同年五月十二日迄ノ間ニ

ど

7 性能保証と瑕疵担保(大判昭和八年一月一四日民集一二巻七一頁〔予納金請求事件〕〕〔特許三益三年式籾摺土臼売買事件〕

疵担保の責に任ずるべきものである(ただし、判旨そのものは、保証された性能を具備していない場合は、買主は代替物を請求 帯有する場合は右選択はもはや問題にならず、売買契約は始めより不能にして、当然無効となると説いている)。 することもまた瑕疵担保責任を問うことも選択できるが、当該種類物がその本質上保証された性質を具備しえない一般的欠陥を 売買の目的物がある性能を具備することを保証したのにかかわらず、この性能を具えていないときは、売主は瑕

〔事実〕 被告Yは「自己製作ニ係ル特許三益三年式籾摺土臼ノ販売ノ為メ同機特色ノートシテ米五百俵ヲ摺上ケ得ル性質ヲ有

証金三○○円の返還を求めて本訴を提起した。原審は、本件売買契約の内容は、「特許三益三年式籾摺土臼」を売買目的物とす Yが応じないので、その不履行を理由に同年同月一五日にYに対して本件一手販売契約を解除する旨の意思表示をなし、前記保 ける一手販売契約をYとの間に締結し、Xは満二年間に右区域内において三○○台を販売することにして、YよりXに売り渡す スルモノニシテ万一不完全ノ場合ハ無料修繕スヘキ旨広告宣伝」していた。原告Xは、昭和五年三月、川崎市、横浜市、 ような性能を具有していないとしてもそれは右土臼そのものの欠陥であって、債務不履行をもって論ずる余地がない と 判 示 し るものであって、右土臼を引き渡している以上、「債務ノ本旨ニ従ヒタル履行ヲ為シタリ」というべきであって、Xが主張する た。そこでXは、昭和五年四月、Yに対して約旨どおりの土臼を送付すべしと請求し、さらに同年五月にも同様の請求をしたが 値段は一台一○円と定め、右責任台数に対する保証金として、Yに金三○○円を納入した。XはYより右土臼二一台の送付を受 実験してみたが、 結果は不良で他の臼に対して 何ら優れている点を見つけることができず、 結局一台も農家に売れなかっ

テ此ノ瑕疵カ常人ノ当然発見スルヲ得ル性質ノモノニ属セス(所謂隠レタル瑕疵)且此ノ瑕疵ノ前記時期ニ存スヘキコトヲ売買 危険負担カ売主ヨリ買主ニ移ル時期ニ就キテ之ヲ観ル可キハ危険負担ト云フ観念上殆ント自明ノナ数ナラスンハアラス然リ而シ 用途若ハ契約上特定シタル用途ニ適セサルコト少カラサルトキハコレ所謂目的物ニ瑕疵ノ存スル場合ナリ此ノ瑕疵ノ存否如何ハ (破棄差戻) 「案スルニ売買ノ目的物ニ或種ノ欠陥アリ之カ為其ノ価額ヲ減スルコト少カラス又ハ 其ノ 物ノ 通 て、Xの請求を排斥した。Xが上告。

二九一(玄三二)

身治 第三七巻 第二·

為スニ当リ毫モ原審ノ判示セサ 品カ爨ニ広告宣伝セラレタル如キ性能ヲ有スルヤ否ハ売主ノ知ルトコロニ非ス売主トシテハ唯特許三益三年式籾摺土臼ト名ケラ 契約ソノモノハ当然無効ニ外ナラサレハナリ本件ヲ案スルニ……一手販売契約ヲ締結スルニ当リ当事者間ノ了解ニ依レハ当該物 由無キ一般的欠陥ヲ帯有スル場合ニ於テハ右ノ如キ選択ハ最早問題ニ非ス何者目的タル給付ハ始メヨリ不能ナルモノトシテ売買 責任ヲ問フト一ニ其ノ選択ニ従ヒテ可ナルハ前述ノ如シト雖若シ当該種類物ハ其ノ本質上到底保証セラレタル性能ヲ具備スルニ 付セラレタル特定物カ偶々右ノ性能ヲ具備セサル場合ニ買主ハ売主ニ対シ約旨ニ適合スル物ノ給付ヲ請求スルト将タ瑕疵担保 或種類物ノ売買ニ於テ其ノ種類ニ属スル物ハ斯クノ性能ヲ有ストノコトカ特ニ売主ニ依リテ保証セラレタルニ拘ラス其ノ現実給 キ売主ニ対シ其ノ瑕疵担保ノ責ヲ問フコトハ是亦法規ノ禁スルトコロニ非ス這ハ巳ニ当院ノ判例トスルトコロトナリ是ノ故ニ今 不及無キ履行ヲコレ請求スレハ則チ足レリ但右ノ場合買主ニ於テ兎モアレ当該物ノ給付ヲ受領スルト共ニ飜ツテ此ノ特定物ニ就 担保ノ義タル上叙ノ如シ故ニ此ノ問題ハ売買ノ目的物カ始メヨリ特定シ従ヒテ此ノ物ヲ給付スル以外又給付テフコトノ有リ得サ 具備スルコトヲ売主ニ於テ特ニ保証(請合フノ意)シタルニ拘ヲス之ヲ具備セサル場合則チ是ナリ蓋斯カル物ハ綎令一般ノ標進 知ニ論無ク所謂瑕疵担保ノ責ニ任セサル可カラス而モ瑕疵ナルモノハ以上ノ場合ニ止マラス他無シ夫ノ売買ノ目的物カ或性能ヲ 締結ノ際買主ニ於テ知ラサルトキハ(其ノ知不知ヲ問ハス前記時期マテハ瑕疵カ除去セラルルトキハ問題無シ)売主ハ其ノ知不 ヘキモノ無キ以上斯カルハ固ヨリ肯定スヘキ限リニアラス而モ本件ニ於テ何等カ此種特別ノ事情ノ存セシコトハ当該事実認定ヲ コトカ取リモ直サス債務ノ内容ナルカ故ニ若シ売主ニ於テ瑕疵アル物ヲ給付シタルトキハ買主トシテハ之ヲ斥ケ唯其ノ債務ノ過 ル又為シ得サル場合ニノミ起リ得ル事柄ニ外ナラス所謂不特定物ノ売買(即チ一ノ種類債務)ニアリテハ瑕疵ナキ物ヲ給付スル ヨリスレハ完璧ナルニモセヨ偶々此ノ具体的取引ヨリ之ヲ観ルトキハ是亦一ノ欠陥ヲ帯有スルモノニ外ナラサレハナリ夫レ瑕疵 ル種類物ヲ給付スレハ則チ足ルテフ趣旨ナリシト観ルコトノ果シテ事物ノ常態ト取引ノ信義ニ合ヘリヤ否ヤ特別ノ事情 ルトコロト ナリ此ノ点ニ関シ原判決ハ理由ノ不備ニ非サレハ則チ審理ノ不尽ヲ免ル可カラス然ラ 11ノ認ム

ハ則チ問題タル性能保証ノ下ニ本件契約カ締結セラレシトセハ如何給付セラレタル土臼カ偶々此ノ性能ヲ欠如セル場合売主トシ

性能ヲ具フルニ由無キ本質的欠陥ヲ帯有ストセムカ一手販売契約ソノモノハ始メヨリ無効ノ取引ニ外ナラス」 テハ或ハ債務ノ不履行ト為ル可ク或ハ瑕疵担保ノ責任ヲ生スヘク若シ又被上告人製作ニ係ル土臼ナルモノハ到底保証セラレタル

【評釈等】 有泉亨・判民昭和八年度八事件、中川良延・売買(動産)百選一○六頁

不特定物売買の目的物受領後の瑕疵担保と不完全履行との関係(最判昭和三六年一二月一五日民集一五巻一一号二八五二頁

〔判決要旨〕 不特定物の売買において、給付されたものに瑕疵のあることが受領後に発見された場合、買主がいわゆる瑕疵担 〔約束手形金請求事件〕〕〔放送用スピーカー売買事件〕

不履行の一場合として、損害賠償請求権および契約解除権をも有するものと解すべきである。 えないし追完の方法による完全履行の請求権を有し、また、その不完全な給付が売主の責に帰すべき事由に基づくときは、 保責任を問うなど、瑕疵の存在を認識したうえで右給付を履行として認容したと認められる事情が存しない限り、買主は、取替

した。ところが引渡しを受けた機械は雑音や音質不良をきたす故障があったので、その旨を通知してYの技師より数回にわたり ために本件放送機械(スピーカー一式)を購入し、残代金金額一六万六○○○円の支払のために約束手形を振り出し、Yに交付 買主新聞社X(被告・控訴人・被上告人)は売主Y(原告・被控訴人・上告人)から有線放送による街頭宣伝業務の

支払う義務がなく、その支払のために振り出した本件手形金支払の責に任じる必要はないと抗弁した。原審はXの抗弁を採用し た。Xは目的物は性能劣悪で使用にたえないので、その旨Yに通知し本件ロ頭弁論において売買契約を解除したので、残代金を た。Yは満期にいたり前記約束手形を支払場所において呈示したが支払を拒絶されたので、手形金の支払を求めて本訴を提起し 修理してもらったが、 完全にはならず、 いったんもち帰って完全に修理するよう 催告してもYはこれを 放置して修理しなかっ

には、債権者が一旦これを受領したからといって、それ以後債権者が右の瑕疵を発見し、既になされた給付が債務の本旨に従わ (上告棄却) 「しかし、不特定物を給付の目的物とする債権において給付せられたものに隠れた瑕疵があった場合 たので、Yが上告。

瑕疵担保責任規定の適用範囲

二九三 (五三三)

然らざる限り、債権者は受領後もなお、取替ないし追完の方法による完全な給付の請求をなす権利を有し、従ってまた、その不 者が瑕疵の存在を認識した上でこれを履行として認容し債務者に対しいわゆる瑕疵担保責任を問うなどの事情が存すれば格別、

ぬ不完全なものであると主張して改めて債務の本旨に従う完全な給付を請求することができなくなるわけのものではない。債権

するものと解すべきである。

完全な給付が債務者の責に帰すべき事由に基づくときは、債務不履行の一場合として、損害賠償請求権および契約解除権をも有

完全には修復できなかったこと、被上告人会社は昭和二七年六月初め上告人会社に対し機械を持ち帰って完全な修理をなすこと を街頭宣伝放送事業に使用していたこと、その間雑音および音質不良を来す故障が生じ、上告人会社側の技師が数回修理したが 本件において、放送用機械が不特定物として売買せられ、買主たる被上告人会社は昭和二七年四月頃から同年七月頃までこれ

を求めたが上告人会社はこれを放置し修理しなかったので、被上告人会社は街頭放送のため別の機械を第三者から借り受け使用

給付を完全ならしめるよう上告人会社に請求し続けていたものであって瑕疵の存在を知りつつ本件機械の引渡を履行として認容 定されている。右確定事実によれば、被上告人会社は、一旦本件放送機械を受領はしたが、隠れた瑕疵あることが判明して後は するの止むなきに至ったこと、被上告人会社は昭和二七年一〇月二三日本件売買契約解除の意思表示をしたことが、それぞれ確 したことはなかったものであるから、不完全履行による契約の解除権を取得したものということができる。原判決はこの理に従

瑕疵担保に基づく損害賠償請求と相殺の意思表示(最判昭和五○年二月二五日民集二九巻二号一六八頁〔売買代金請求、

反訴請求事件〕)〔穀用かます売買事件〕

うものであって所論の違法はない。」

右かますに欠陥があることを具体的に指摘したうえ、穀用かますとしての商品価値が認められず、一枚当り二〇円、数量一二万 単価を六五円とする穀用かますの売買契約において引き渡された一二万八一〇〇枚につき、買主が売主にあてて、

きは、特別の事情がないかぎり、買主は、売主に対し、受領物の瑕疵に基づく損害賠償の請求をするとともに、該請求権を自働 八一〇〇枚、この代金二五六万二〇〇〇円としての減価採用で精算させていただく等判示のような記載のある書面を送付したと

債権とし売買代金債権を受働債権とする相殺の意思表示をしたものと解すべきである。

二万八一○○枚にすぎないし、受領したかますには瑕疵があったとして、뎫受領当時に、一枚当り二○円、合計二五六万二○○ 万枚(単価六五円)を売渡したとして、その代金一一〇五万円を請求した。これに対し、Yは、引渡を受けたかますの数量は一 〔事実〕 農業用資材等の販売業者たるX(原告・被上告人)は、昭和三九年一月同業のY(被告・上告人)に穀用かます一七

頭弁論期日に右仲同旨の請求および相殺をした等と主張した(以上の主張は瑕疵担保責任を根拠としてなされている。)。 ○円の代金減額をするよう請求した、回受領当時に、右の瑕疵のため本来の転売価格よりも低額にしか転売できなかったことに ○円を受働債権とする相殺をしている、엕右回の請求、相殺をしたものと認められないとしても、昭和四四年七月七日の原審ロ よる損害五七六万四五○○円の賠償を請求し、かつ、右損害賠償請求権を自働債権とし受領ずみかます代金債権八三二万六五○

なお、YのXに対する別途硫酸銅売掛代金債権を自働債権とする相殺の主張を一部容れて、Xの請求を三一三万四○一四円の限 和三九年二月二七日より法定の除斥期間(一年)経過後にされたものであるからその効力を生じないとして、いずれも排斥し、 る証拠とするに足りない。)、同(/)につき、昭和四四年七月七日にYのした請求は、Yが瑕疵の存在を知ったものと認められる昭 求できない、同何につき、Yが受領当時その主張するような請求、相殺をしたとは証拠上認められない(乙五号証もこれを認め 原判決は、引渡ずみの数量はYの主張どおり一二万八一〇〇枚にすぎないとしたが、Yの右主張イイにつき、Yは代金減額を請

た昭和三九年二月二七日付同日差出にかかる内容証明郵便であって、その内容は、要するに、受領したかますには欠陥があるこ とを具体的に指摘したうえ、したがって、 穀用かますとしての商品価値が認められず、 一枚当り二〇円、 数量一二万八一〇〇 〔判旨〕(破棄差戻)「乙第五号証は、 「精算通知書並びに差額督促書」と題し、上告会社青森出張所長から被上告人にあて 度で認容した。Yが上告。

二九五 (五三五)

枚、この代金二五六万二○○○円としての減価採用で「精算」させていただくというにあることが明らかであり、 書面どおりの表示行為をしたものと認定するのが、相当である。 に成立したものであることは原審が適法に確定しているところであるから、特別の事情がないかぎり上告人は被上告人に対し右 同号証が真正

殺をしたものというべきものである。」 体的に主張されているのであって、右の表示が代金額を知悉している売買当事者間でされたものであることと考え合わせて右書 う文言が用いられ、受領物の瑕疵が具体的に指摘され、結論として約定代金額より少額の代金債務額を負うにすぎないことが具 って自働債権の特定がされており、かつ、その相対立する債権を対当額で消滅させたいという効果意思をうかがうことができる 面の内容を解釈すれば、受領物には瑕疵があったから、上告人は約定代金債務額から瑕疵相当の損害額を差引清算した残額につ 金減額の請求だけをし損害賠償の請求はしない趣旨が表示されているわけではない。むしろ、右書面においては、「精算」とい 表示を代金減額の請求とみることが表示者の意図した目的に合致するものとはいいがたい。もとより、右書面には、上告人が代 目的物に瑕疵があることを理由としては当然には代金減額の請求をすることができるものでもないのであるから、右書面による いてのみ支払義務を負うべき趣旨のものと解するのが、相当である。そして、このようにみることができる以上、右の表示によ そこで、右表示の意味内容を検討すると、右書面は代金減額を請求する趣旨が明確に表示されているわけではないし、また、 特別の事情がないかぎり、上告人は右の表示により受領物の瑕疵に基く損害賠償の請求をするとともに該請求権による相

釈等〕 中井美雄・民商七三巻五号六五○頁、川口冨男・曹時二八巻六号一一一頁。

## 三 判例理論の批判的検討

① タービンポンプ売買事件〔大判大正一四年三月一三日〕〔判例①〕

支払った代金があれば返還の請求をし、 発見したら、代物請求をすることができ、なお、売主がこれに応じなければ、五四一条の催告の上、これを解除し、 買主の売主に対する責任追及も以上の制限のいずれにも服するいわれはないと思われる。受領後、瑕疵のあることを のである。これに反し不特定物に瑕疵があれば、債務の本旨に従った目的物の給付でないことは自明なのであるから、 し対価的に制限されるかまたはたかだか代金減額)しか認められず、かつ売主の責任の存続も短期に制限されている を課して認めたものなのであるから、買主の損害賠償も少なくとも履行利益には及ばない限定された信頼利益 するために認められた法定責任だからであろう。本来なら目的物の性質に関する買主の一方的な期待のそご、すなわ 民法が瑕疵担保について短期除斥期間を定めた精神に反すると判示していた。思うに、五七〇条の瑕疵担保責任にお と買主の代物請求や売主の目的物返還請求について短期の除斥期間の定めがないので、 点の短期除斥期間の適用について検討しておきたい。大審院は不特定物の売買において瑕疵担保の問題でないとする ら顧慮していない。そして、五七○条を適用するための理由四点を挙げていることはすでに述べたが、そのうち第四 及したせいか不特定物にも五七〇条を適用している。売主が五四一条の適用があるべきだと主張していることをなん そのまま認められていたに違いない。それにもかかわらず、大審院は買主が五七〇条に基づいて瑕疵担保の責任を追 いて短期除斥期間が定められたのは、それが特定物の売買において売主の義務の尽されたところで、特に買主を保護 この事件は、すでに学説によっても指摘されているように、買主が債務不履行に基づいて売主の責任を追及しても 単なる動機錯誤にすぎないものを客観的な隠れた瑕疵であることと買主の善意を要件に特に売主に無過失の責任 しかもこれにはいかなる意味においても瑕疵担保の如き一年の短期内に権利を行使しなければなら 売主の代金請求に対しては不履行を理由に支払拒絶を抗弁することができな 当事者の不安の状態が続き、 (ない

二九七(五三七)

瑕疵担保責任規定の適用範囲

おいては、十分に使用して汚してしまったということのみにもとづいて代物請求が信義則上制限されるにすぎない。 することを提唱してきたが、これは、債務不履行に基づく代物請求権の存続期間が一○年の長きにわたるということ ないという制限を受ける必要はないと思われる。従来学説が代物請求の期間制限について、信義則等を接用して処理 のみによって主張されてきたのではない。受領物の使用によって汚れてしまった落丁本の代物給付請求という事例に

わざるを得ない。 求につき瑕疵担保の如き短期除斥期間がないことを民法の精神に反するととりたてて論ずることには根拠がないとい それゆえ不特定物売買に瑕疵担保規定を適用しても事態は変わらないのである。すなわち一年の短期除斥期間内にお であろうと思う。それゆえ、大審院が瑕疵ある不特定物の給付において、買主による代物請求や売主の目的物返還請 いてすら、もし十分な使用による汚れの付着という事情があれば、やはり代物請求は信義則上制限されざるを得ない

六六条は不完全履行の特則としてそのまま適用する旨を主張する立場が、瑕疵ある不特定物の給付があった場合には、 あるのにさらに一転して代物請求したりするのは許されないであろう。それゆえ、不特定物につき、民法五七○・五 意思を両当事者が保有している場合にはまた異なった解決がなされうるであろう。事実上の完全給付請求権の放棄が のように、もはや代物請求権を事実上放棄し、事態の解決を給付された物に固定し、それをめぐって法的に処理する

ただし、買主が給付された瑕疵ある目的物をいったん受領し、費消したり、代金減額で清算したいと主張した場合

担保責任と不完全履行」ジュリスト増刊民法の判例第二版一三九―一四三(一四二)頁)と主張するのには賛成する ことができない。瑕疵ある不特定物の給付について①なぜ通常の不完全履行とは異なって、売主は「無過失責任」を 「通常の不完全履行と異なり、売主は無過失責任を負い、買主は催告なしで解除できる」(五十嵐清・「売主の瑕疵

負わなければならないか、②なぜ「買主は催告なしで解除できる」のか明確な根拠がないように思われる。ただし、

②については、前述したように三宅教授も無催告解除を認めている。ただし判例のように「履行として認容して受領 後、瑕疵担保責任を問う」場合にこれを瑕疵担保とするというのではなく、通常の不完全履行と同じく扱い、ただ不

後の解除であること、および売主の完全履行と引換になす代金請求権と買主の完全給付請求権との両当事 者に よる 完全履行自体に基づく解除の場合にのみ無催告で解除することを認めるものであり、この場合は、瑕疵ある物の受領

両当事者の右「放棄」によって催告の必要性は全くなくなっているからである。

「放棄」があることの結果はじめて無催告解除が認められるとするのであるから、その根拠は明確である。すなわち、

件を満しているか否かを検討することは不可欠であったと思われる。ところが買主は解除の根拠を瑕疵担保規定に求 ない、その請求に応じてもらえないので、解除して代金の返還を求めているのであるから、この解除が五四一条の要 本件は買主が瑕疵ある不特定物たるタービンポンプを受領しているが、瑕疵あるが故に完全履行たる代物請求を行

めた。大審院はこの主張にのっとって独自の不完全履行の瑕疵担保包摂論を展開した訳である。 しかし三宅教授の

「最も基本的で単純平明な解釈論」(三宅・契各上三七七頁)がやはりすぐれていると思う。

縦板売買事件〔大判昭和三年一二月一二日〕〔判例③〕 「瑕疵ニ基づく損害金」は売主において「賠償スル義務アリ」と主張し、大審院の判示によれ

ば、 「低価格ヲ高価ニ買受ケタル」ことを指して「損害」といって賠償を求めたものであった。すなわち買主は劣等品を この事件は、買主が 「約定ニ係ル買値段ヨリ現ニ引渡サレタル劣等品ト称スルモノノ実価ヲ控除シテ計上」したもの、換 言 す れ ば

受領したから代金減額を請求して執行異議を申立てた事案であった。大審院はこの買主の請求は瑕疵担保に基づいて

瑕疵担保責任規定の適用範囲

二九九 (五三九)

なされたものと解し、したがって一年の除斥期間の適用を受けるとして、買主の相殺の抗弁を無効とした原審の判断 れるべきである。すなわち、本件は見本品売買であるということである。 を是認したわけである。結論的に疑問があるのはすでに述べた(一三頁)ところであるがさらにつぎの点にも注意さ

きるであろう。すなわち、本件は、特定物であれ、不特定物であれ、買主は売主の保証違反の責任を問うことができ 条の瑕疵担保に包摂している点において瑕疵担保責任を誤解している上に、結論的にも妥当ではないと評すべきであ 売買であって一定尺幅と無節とが保証されているとみてよいケースであるから、隠れた瑕疵でなくとも保証違反を理 代物給付請求をすることはできず、売主に対して単に損害賠償の請求をしうるにすぎない。それゆえ本件では、 在を主張し(隠れた瑕疵である必要はない)、 保証すなわち損害担保の責任を売主に問うことができる。 この場合は 合を主張して受領を拒み、代金の支払を拒絶しうるのはいうまでもないと思われるし、もし特定物ならば、瑕疵の存 たはずであり、これは一年の除斥期間にかかるべき筋合のものではない。それゆえ、本件判例は、保証違反を五七○ 由に売主の責任を問うことができる。買主は契約を解除し損害賠償(単なる代金減額ではない)を請求することがで の売主の責任は免がれがたく、買主は代物給付を請求することはもちろん、売主の代金請求に対して、契約本旨不適 たと解してよいとするならば、本件において、もし不特定物ならば、債務不履行(保証合意に違反している)として 見本品に適合していないということは、売主が見本によって「請合」したないし保証した性質に欠けるものがあっ 見本

疵担保の問題となると解している。学説もほとんど保証の場合を瑕疵担保に統合している。しかし保証は効果意思に 判例によれば、 「見本ヨリ劣レルコト」は「一ノ瑕疵ト称スルヲ妨ケサ」るというのであり、特定物の場合には瑕 る。

基づく売主の責任であってもともと瑕疵担保に統合さるべき性質をもっておらず、たとえ立法者が包摂を志向してい したがって瑕疵担保規定

意思に求められる。それゆえ、瑕疵担保責任とは異質のものである。不特定物売買における見本違反は保証違反にほ が無過失で負う責任でかつ買主の善意が要件となろう。いずれにしても責任の根拠は保証に向けられた当事者の効果 不特定物売買においては売主の債務内容となり、特定物売買においては、通常、損害担保約束となろう。 ある給付物・不完全給付があったと主張し、それに見合った売主の責任を追及できるのでなければならない。 である必要はなく、 反など保証違反の事案であるから、 は不特定物売買にも適用されうるかということが問題となったほとんどの判例は、見本違反、宣伝広告違反、 たとしてもそれに拘束される必要はないというべきである。債務不履行と瑕疵担保の問題、 売主によって明示・黙示に保証された性質が給付された目的物に欠けているならば、買主は瑕疵 保証違反の問題として解決されるべきであった。この場合は、瑕疵は隠れた瑕疵 後者は売主 特約違

かならず、それは債務不履行であるから、たとえ買主がいったん受領したとしても瑕疵担保の問題となるはずはなく、 確定化し(四〇一条二項)、 の問題となると解する原因は「保証違反」を「瑕疵」とみることによるのではなかろうか(受領によって不特定物が したがって買主による売主に対する責任追求は一年の短期除斥期間に服する必要のないものである。判例が瑕疵担保 「瑕疵」とみることは妨げないが、瑕疵担保の問題となると解すべきではない。 確定化によって 危険が移転する(五三四条二項)との民法の立場も影響していることは

のにその性能を全然備えていなかったという事案であった。大審院は、右「広告宣伝」を売主の「保証」のあった場 本件の目的物については、売主たる製造販売会社が自社製のもので一定の性能のあることを「広告宣伝」していた

特許三益三年式籾摺土臼売買事件(大判昭和八年一月一四日)〔判例⑦〕

瑕疵担保責任規定の適用範囲

保証セラレタルニ拘ラス」、 して「約旨ニ適合スル物ノ給付ヲ請求」するかまたは「瑕疵担保ノ責任ヲ問フ」かは買主の選択にまかされていると 現実に給付された物に右保証された性能を具備されていない場合には、 買主は売主に対

合とみなしている、そして「或種類ノ売買ニ於テ其種類ニ属スル物ハ斯クノ性能ヲ有ストノコトカ特ニ売主ニヨリテ

の予納した保証金三〇〇円の返還を認めた訳である。

合は、右の買主による選択は最早問題にならず、給付は不能で契約は無効だと判示しているからである。

傍論ながらみとめている。なぜ傍論かといえば、大審院は、保証された性能を具備しえない一般的欠陥を帯有する場

部原始不能として、 年度8事件は、 本件のような一般的欠陥が問題になっている場合をいかに扱うべきであろうか。有泉・本件判批判例民事法昭和8 一般的欠陥が問題となっている場合は、原始不能による無効ではなくて、 瑕疵担保の問題となると説いている。三宅教授(契各上三四八頁)は、限定種類物売買の一般的 制限種類物売買における一

あり、 する。私見は、「種類物売買の一般的欠陥が問題となっており(この点では判例に同じ)、売主の『広告宣伝』によっ 問題であり、 なく、前提の欠如として解除または代金減額を認めてよいとされる。つまり判例は「種類物売買の一般的欠陥が問題 て一定の性能が債務内容となっている場合であり、不完全履行にすぎないからしたがって瑕疵担保の問題ではない」 であり、保証された性能を欠くことは原始的不能で無効である」とする。有泉説は「限定種類物売買の一般的欠陥が 欠陥の問題であり、 その欠陥は前提された性能の欠如として契約の解除または代金減額の問題となる (前提=行為基礎の理論)]と 一部原始不能で瑕疵担保責任の問題である」とする。三宅説は「限定種類物売買の一般的欠陥の問題で その欠陥は、 「前提された一定の性能を欠くという主観的欠点」であって、瑕疵担保の問題では

と考える。一般に製造会社が自社で製造した商品の一部を販売するのは限定種類物ではなくて、普通の種類物だと考

したがって、「特許三益三年式」としての性質の具有が内容となっているとみたい。契約は有効で売主は債務不履行 ただ特許を得たと称する優秀な性能(五○○俵を摺上げるという性能)をことごとく欠いているという場合であり、 に(全部)原始的不能として無効として妨げないと思われる。しかし本件は土臼としての一般の性能は一応認められ、 えたい。そして本件は土臼の売買なのであるから、土臼としての本質的性質を一般的に欠く場合ならば、 判例のよう

ることができるとされるべきである。もちろん損害があれば、損害賠償請求権を有することはいうまでもない。 一部の給付による不完全履行がなされても買主による契約の解除が認められ、予納した保証金の返還を求め

以上によって本件は、傍論ではあるが、瑕疵担保の適用の可能性を認めている点は問題であり、本稿のテーマ

に関

してはあまり重要視しえない判例だというべきである。

有線放送用スピーカー売買事件〔最判昭和三六年一二月一五日〕〔判例⑧〕

ために解除した事案であった。解除の原因としては瑕疵担保と債務不履行の両方を主張したが、原審は瑕疵担保によ この事件は買主が不良スピーカーの修理と取替を再三請求したのであるから、完全履行を請求し、その履行がない

ある目的物を受領したというだけでもっぱら瑕疵担保の問題となるとするタービンポンプ事件は債務不履行説の支持 その履行がなかったから解除したという点は大判大正一四年のタービンポンプ売買事件と酷似している。買主が瑕疵 る解除を認めなかった。 これを不服とした売主が上告し、最高裁の判旨を導びいたものである。買主が完全履行を請求したという点、 理由は目的不達成にはあたらないというのであり、結局、債務不履行による解除を認めた訳

者が一旦これを受領したからといって、

瑕疵担保責任規定の適用範囲

にもかかわらず疑問が多い。最判昭和三六年の放送用スピーカー売買事件では、この点は明確に改められて、

(五四三) ……改めて債務の本旨に従う完全な給付を請求することができなくなるわけ

(五四四)

売主の上告理由も瑕疵あるものを受領後は瑕疵担保の問題となると主張しただけであるから、右判示だけで十分であ とする解除であるから五四一条の要件を満さなければならない。そして買主は完全履行を現に請求したのであるし、 のものではない」といっている。にもかかわらず売主が履行に応じないので解除するなら、これは債務不履行を理由

瑕疵担保責任を売主に問うということの現実的意味である。大判大正四年タービンポンプ事件は支払った代金の返還 領物を履行として認容した訳ではない。代金が戻ればよいのである。最判の場合は、売主による未払代金の請求に対 請求を基礎づけるために瑕疵担保による解除を求めたものであるから、形式的に瑕疵担保を主張していても内実は受 ることをも認めている。しかし問題は右の「格別」の事情のある場合、すなわち、買主が履行として認容して受領し に対しいわゆる瑕疵担保の責任を問うなどの事情が存すれば格別」だとしてかような場合、 ったといってよい。 しかるに最高裁は、さらに「債権者が瑕疵の存在を認識した上でこれを履行として認容し債務者 瑕疵担保の問題に移行す

瑕疵担保を主張する買主は本当は受領した目的物を瑕疵あるまま納得して受領し、現実に自己の使用目的に若干不適 て納得して履行として認容して受領する必要はないわけである。むしろ当該目的物を履行として認容して受領しかつ ことができるか否か、 して買主が瑕疵を理由に支払いを拒絶しているだけであるから、ここでも、買主がたとえ瑕疵担保を主張したとして それは解除して代金支払義務を免がれたいだけである。一年の除斥期間に服するか否か、契約の目的を達成する 瑕疵が隠れたものであるか否かなどを主張しかつ立証しなければならないという諸効果をすべ

題に移行することを避けるのである(穀用カマス売買を想起せよ)。 この場合の買主の代金滅額ないし 損害賠償請求 賠償で結着づけたいと志向した場合しか考えられないのである。これは契約を解除して原状回復関係という複雑な問 当でもあえて使用するかないしは当初の使用目的をすてて、他の用途に使用しようとし、

あとは代金減額ないし損害

あろう。なぜならば、売主は完全給付をして代金全額を請求する機会を失ってしまうからであり、この売主の利益を て代金支払済の買主が売主に対して代金返還請求権を積極的に行使するときは、五六六条三項を類推適用してよいで 権は売主の代金請求に対して抗弁的に行使するかぎり、一年の除斥期間にかかる必要はないと思われる。これに対し

考慮するのが妥当だと思われるからである。

見からみればいかにも不当な判決と評さざるを得ない。 との相殺)を請求したところ、一年の除斥期間にかかっていて買主の請求は認められないとされたのであるから、 見出しがたいが)と裁判所によって判決されたから、しかたなく瑕疵担保を主張し代金減額(代金額と損害賠償金額 ある物の受領を拒絶したが、特定物売買だから瑕疵があっても受領を拒むことができない(この意見に合理的理由は の結果によれば、大判昭和三年樅板売買事件は見本売買の不完全給付の事案において当初債務不履行を主張して瑕疵 不特定物売買における不完全給付を受領した買主の権利に一年の除斥期間を適用すべきか否かに関する以上の検討

買事件は「瑕疵あることを知りつつ費消したからみずから満足したと認められる」とされ、もはや債務不履行による らば売主の代金請求に対して買主は損害賠償請求権と相殺すると抗弁したものだからである。 損害賠償はできず、瑕疵担保上の請求権も一年の除斥期間にかかっていて消滅しているとされたが、もし買主の主張 また真実に履行として認容して受領したとみとめられる事案、たとえば大判昭和六年山羊毛三万六〇〇〇ポンド売 見本と異なる品質のものが給付され、瑕疵あるといえるなら、一年の除斥期間は妥当でないと思う。

結

び

兀

損害賠償の請求をすることができる。 売主の帰責事由を問わず瑕疵のため目的を達することができなければ契約を解除することができ、その他の場合には 主は債務不履行の一場合として損害賠償請求権および契約解除をも有する。③買主が単に受領しただけ で は なく、 有する。②瑕疵のある不完全な給付を受領したままで、右不完全給付に債務者の責に帰すべき事由があるときは、買 て瑕疵ある不完全な給付がなされた場合には、買主は受領後もなお、取替ないし追完の方法による完全給付請求権を 「履行として認容して受領」し「瑕疵担保責任を問う」場合には瑕疵担保規定たる五七〇条が適用される。この場合、 ⊖判例の理論は事案によって若干の相違はあるが大体つぎのようにまとめることができる。①不特定物売買にお

ことを必要とするが、不特定物の売買で給付されたものに瑕疵がある場合に、売主の責に帰すべき事由がないという することができるからである。もっとも、解除をし損害賠償を請求するためには、売主の責に帰すべき事由の存する 任を問うのとほとんど同一の保護を受け得る。けだし、買主は、売主の善意・悪意を問わず完全なものの給付を請求 とするもので、判例理論②がこれと同じ考え方である。すなわち「不完全履行の理論によって、買主は、 通説はこれに対して、判例理論③を認めず、もっぱら債務不履行の一場合としての不完全履行の理論で処理しよう 瑕疵担保責

リスト増刊民法の争点Ⅱ一一○頁)。「種類売買の不完全履行に関する救済は、契約に適合する物の引渡しがないとい 近時の三宅教授は以上に対してつぎのように批判する(三宅正男「債務不履行責任と瑕疵担保責任との関係」ジュ

ことは、ほとんどあり得ない。」(我妻・債権各論中一三〇頁)

う。 う不履行の側面での、 認められる点は判例と同じだが、その他の場合には代金減額(値引)のみを認め損害賠償を認めないことなどであろ る解除や損害賠償はあり得ない。」 この三宅理論によれば、判例理論③は 不完全履行理論による単一の解決を採らな 償ではないと解される)、 というところにある。 それゆえ判例理論は「不完全履行の瑕疵担保への現実的接近」と評 すなわち瑕疵ある受領物で満足し、不履行責任の追及を放棄し、債務不履行から切り離された物の引渡しに基づき、 よいこと、またおそらく一年の除斥期間の適用もないこと、さらに目的を達成することができない場合に限り解除が と判例理論③とどこがちがうかといえば、受領した目的物の瑕疵は買主が知らなければ足り、隠れた瑕疵でなくとも 意味する (ただしこれは売主も完全履行と引換えになす全代金の請求を放棄することを前提とする)。 この説による 放棄すること、「いわゆる瑕疵担保責任を問う」とは、不完全履行自体に基づく解除ないし代金減額を求めることを れる点は非難される。そして三宅説の立場によれば、判例のいう「履行として認容」するというのは完全履行請求を かった点において「方向としては正当である。」とされるが、本来債務不履行であるものが性急に瑕疵担保と同視さ しの側面での、解除または代金減額に分解するのであって、不完全履行理論のいうような、単一の、不完全履行によ て遅延賠償または不履行解除による差額賠償を求める場合は売主の損害賠償責任を生ずるが、買主の第二の選択は、 「当初の契約の廃止・変更を求める」場合であるから損害賠償責任は生じない(代金減額は一部解除であって損害賠 損害賠償を認めない理由は、買主の第一の選択、すなわち、契約に適合した物を給付しなかったという点を把え 通説は「単一の、不完全履行による解除や損害賠償を認める理論」と評される訳である。 追履行プラス遅延賠償または解除プラス差額賠償と、不履行の側面を除いた不完全な物の引渡

(1)私見によれば、 「瑕疵の存在を認識した上で」「履行として認容して受領」した買主がなお瑕疵を理由に契約を

(五四七)

瑕疵担保責任規定の適用範囲

判の結論は正当であるが、代金減額ではなく損害賠償請求権との相殺という構成は、買主が減価の上採用したいと申 として認容したものでもはや不履行を理由とする損害賠償請求は問題とならないという意味において不当なものと評 出ているのに追完履行をせずに代金全額を請求した売主の態度を考慮するならば、当事者は給付されたかますを履行 ただく」旨の買主の主張を右の相殺と解して除斥期間経過後であるにもかかわらず有効とみとめている。他方この最 すなわち、代金減額を請求した事案であるから、これに一年の除斥期間を適用して買主の抗弁を排斥したことは妥当 が解除を求めたのではなく、債務不履行に基づく損害賠償請求権をもって代金請求に対して相殺をもって抗弁した、 買主が目的物を受領し「瑕疵アルコトヲ知リツツ費消シ尽シタ」場合も解除は認められない。ただしこの判例は買主 でなかったというべきである。果して最判昭和五〇年二月二五日穀用かます売買事件では「減価採用で清算させてい る以上代金減額しか認められないであろう。同じく大判昭和六年五月一三日山羊毛三万六○○○ポンド売買事件でも 事件が「瑕疵担保の責任を問うのは格別」としているが、それが解除を認める趣旨ならば問題で、すでに処分してい 分していたのに売主の代金請求を拒否し代物を請求して同時履行を抗弁した大判昭和六年二月一○日粗竹三間物売買 ある。これに対して履行として認容して受領したと認められるケース、たとえば受領した目的物の半分以上を転送処 する大判大正一四年タービンポンプ事件や大判昭和二年四月一五日缶詰用ブリキ板売買事件が非難さるべきは当然で もはや瑕疵を理由に解除をなしえないと解すべきではなかろうか。もちろん受領しただけで瑕疵担保の問題となると 解除することがあるかについて疑問を有する。もちろん代金減額は認められるであろう。しかし瑕疵があることを知 った上でこれでよしとして受領したならば不履行を理由とするものであれ、不完全履行自体を理由とするものであれ、

されるべきであろう。

履行の追完履行を申出ないかぎり、不完全履行自体を理由とするものであれ、解除は不可能であると解したい。その 放棄し、当該受領物で満足して、あとは瑕疵の程度に応じた代金減額で結着づけようとするものと解し、売主が完全 以上、私見は、瑕疵あることを認識し、なお目的物を履行として認容して受領した買主はもはや完全履行請求権を

結局、当事者の、解除を排した代金減額による結着に向けられた意思にあると考えることになろうか。

根拠は、

- (2) 末川博・債権各論八一頁。以下同様に略記する。(1) 我妻栄・債権各論中巻一(民法講義2)三〇五頁。以下同様に略記する。
- 3 柚木馨・債権各論一四○頁、柚木馨=高木多喜男・注釈民法凶巻二一六頁。以下同様に略記する。
- (4) 梅謙次郎・民法要義債権編巻之三 四八六頁。以下同様に略記する。
- (5) 末弘厳太郎・債権各論四一七頁。以下同様に略記する。
- (6) 鳩山秀夫・増訂日本債権法各論 (上巻)。以下同様に略記する。
- (7) 三宅正男・契約法(各論)上巻三七六頁。以下同様に略記する。